

萩市国民保護計画



令和元年11月

萩市

目 次

第1編 総論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 用語の定義	2
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	6
5 地域防災計画等との関係	6
第2章 国民保護措置に関する基本方針	7
1 基本的人権の尊重	7
2 国民の権利利益の迅速な救済	7
3 国民に対する情報提供	7
4 関係機関相互の連携協力の確保	7
5 国民の協力	7
6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	7
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	7
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	8
9 市の地域特性への配慮	8
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	9
国民保護措置の仕組み	9
○ 市の事務	9
○ 県の事務	10
○ 国の事務	10
○ 関係機関の事務	12
○ 関係機関の連絡先	12
第4章 市の地理的、社会的特徴	13
1 地 形	13
2 気 候	14
3 人口分布	14
4 道路の位置等	14
5 鉄道、空港、港湾の位置等	16
6 市機関の配置状況	16
7 国民保護に及ぼす本市の地域特性	17
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	19
1 武力攻撃事態	19
2 緊急対処事態	23
第2編 平素からの備えや予防	24
第1章 組織・体制の整備等	24
第1 市における組織・体制の整備	24

1	市の各部局課室における平素より有事に備える業務.....	24
2	市職員の参集基準等.....	30
3	消防機関の体制.....	33
4	国民の権利利益の救済に係る手続等.....	34
第2	関係機関との連携体制の整備.....	34
1	基本的考え方.....	34
2	県との連携.....	35
3	近接市町との連携.....	35
4	指定公共機関等との連携.....	36
5	ボランティア団体等に対する支援.....	36
第3	通信の確保.....	37
1	非常通信体制の整備.....	37
2	非常通信体制の確保.....	37
3	通信の確保.....	37
第4	情報収集・提供等の体制整備.....	37
1	基本的考え方.....	37
2	警報等の伝達に必要な準備.....	39
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	40
4	被災情報の収集・報告に必要な準備.....	41
第5	研修及び訓練.....	43
1	研修.....	43
2	訓練.....	44
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え.....	45
1	避難に関する基本的事項.....	45
2	避難実施要領のパターンの作成.....	47
3	救援に関する基本的事項.....	49
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	50
5	避難施設の指定への協力.....	51
6	生活関連等施設の把握等.....	52
7	避難及び救援に関する平素からの備え.....	53
第3章	物資及び資材の備蓄、整備.....	54
1	市における備蓄.....	54
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	54
第4章	国民保護に関する啓発.....	56
1	国民保護措置に関する啓発.....	56
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	56
第3編	武力攻撃事態等への対処.....	57
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	57
1	緊急事態連絡室の設置.....	57
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	60

第2章 市対策本部の設置等	61
1 市対策本部の設置 (全部課)	61
2 通信の確保	74
第3章 関係機関相互の連携	75
1 国・県の対策本部との連携	75
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 (法第29条)	75
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法第20条)	75
4 他の市長等に対する応援の要求、事務の委託	76
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法第21条)	76
6 市の行う応援等	77
7 ボランティア団体等に対する支援等 (法第4条)	77
8 住民への協力要請	78
第4章 警報及び避難の指示等	79
第1 警報の伝達等	79
1 警報の内容の伝達等 (法第47条)	79
2 警報の内容の伝達方法	80
3 緊急通報の伝達及び通知	81
第2 避難住民の誘導等	81
1 避難の指示の通知・伝達	81
2 避難実施要領の策定	82
3 避難住民の誘導	84
4 武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項	89
5 基本的な避難の類型	91
6 市の地域特性に応じた避難の方法	93
第5章 救 援	96
1 救援の実施	96
2 関係機関との連携	96
3 救援の内容 (法第76条)	97
第6章 安否情報の収集・提供	98
1 安否情報の収集 (法第94条)	98
2 県に対する報告	99
3 安否情報の照会に対する回答 (法第95条)	99
4 日本赤十字社に対する協力	100
第7章 武力攻撃災害への対処	101
第1 武力攻撃災害への対処	101
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	101
2 武力攻撃災害の兆候の通報	101
第2 応急措置等	101
1 退避の指示 (法第112条)	102

2	警戒区域の設定（法第114条）	103
3	応急公用負担等（法第113条）	104
4	消防に関する措置等	104
第3	生活関連等施設における災害への対処等	106
1	生活関連等施設の安全確保（法第102条）	106
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法第103条）	106
第4	NBC攻撃による災害への対処	107
1	NBC攻撃による災害への対処	107
2	市長の権限	109
3	要員の安全の確保	109
第8章	被災情報の収集及び報告	110
1	被災情報の収集及び報告	110
第9章	保健衛生の確保その他の措置	111
1	保健衛生の確保	111
2	廃棄物の処理	112
3	文化財の保護（参考）	112
第10章	国民生活の安定に関する措置	113
1	生活関連物資等の価格安定（法第129条）	113
2	避難住民等の生活安定等	113
3	生活基盤等の確保	113
第11章	特殊標章等の交付及び管理（法第158条）	114
1	特殊標章等	114
2	特殊標章等の交付及び管理	117
3	特殊標章等に係る普及啓発	117
第4編	復旧等	118
第1章	応急の復旧	118
1	基本的考え方	118
2	公共的施設の応急の復旧	118
第2章	武力攻撃災害の復旧	119
1	国における所要の法制の整備等	119
2	市が管理する施設及び設備の復旧	119
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	120
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	120
2	損失補償及び損害補償	120
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	120
第5編	緊急対処事態への対処	121
1	緊急対処事態	121
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	121

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

資料編

3 用語の定義

(1) 法令名

用語等	意義	備考
法（必要に応じて「国民保護法」）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 （平成16年法律第112号）	
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	
国際人道法	武力紛争（戦争）において、負傷したり病気になった兵士、捕虜、そして武器を持たない一般市民の人道的な取扱いを定めた国際法で、「1949年のジュネーヴ四条約」と「1977年の二つの追加議定書」を中心とした、様々な条約と慣習法の総称	
対策本部条例	萩市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成17年条例第317号）	
協議会条例	萩市国民保護協議会条例（平成17年条例第318号）	

(2) 機関名等

用語等	意義	備考
指定行政機関	対処措置を実施する国の中央行政機関	事態対処法第2条第5号
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの）	法第2条

用語等	意義	備考
指定地方公共機関	山口合同ガス(株)、(一社)山口県LPガス協会、防長交通(株)、サンデン交通(株)、(一社)山口県トラック協会、(一社)山口県医師会、山口放送(株)、テレビ山口(株)、山口朝日放送(株)、(株)エフエム山口	
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関	
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所の長	法第61条
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官	法第63条
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等(国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。)の長	法第64条
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官	法第98条

(3) 武力攻撃関連

用語等	意義	備考
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第2条
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第2条
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第2条
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態	事態対処法第1条
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第22条
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第2条
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法第105条

用語等	意義	備考
緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第183条
テロ	広く恐怖、又は不安を抱かせることにより、その目的を達成することを意図して行われる、政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動	
ゲリラ	① 前線を作らず、小規模の部隊に分かれ、襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱により戦争を継続する方法、戦術 ② 正規軍以外の要員又は正規の軍服を着用せず戦闘を行う者（敵国の軍服を着用し、偽装する者を含む。）①の戦術をとる組織	
特殊部隊	正規軍の要員で、一般兵士では対処できない作戦や事態に出動する、特殊な訓練を受けた優れた人材で構成される部隊（空挺、レンジャー、潜水など）	
NBC攻撃	核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器及び化学（Chemical）兵器（weapons）による攻撃。本計画では、熱核反応（核分裂や核融合）を伴わない放射線（Radiological）兵器を核兵器に含む。	21～22頁 参照

(4) 国民保護措置関連

用語等	意義	備考
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置（同項第6号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）	法第2条

用語等	意義	備考
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第183条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後、これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む）	法第172条
要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
避難先地域	住民の避難先となる地域、住民の避難の経路となる地域	法第52条
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者	法第75条
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）	法第81条では「物資」
特定物質	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
生活関連等施設	次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの。 1 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの 2 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設	法第102条（発電所、ガス発生設備、浄水施設、ダム、危険物質等の取扱所等）
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの	法第103条（消防法で規定する危険物等）
トリアージ	多数の傷病者が同時発生した場合、傷病者の緊急度や重症度により、傷病者の治療優先度や搬送順位を決定すること。	判定結果は標準トリアージタグで表示

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

5 地域防災計画等との関係

(1) 本計画に記載のない事項は、萩市地域防災計画（本編・震災対策編・資料編）を準用する。

(2) 本計画により担当各課は個別に活動マニュアルを作成するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 市の地域特性への配慮

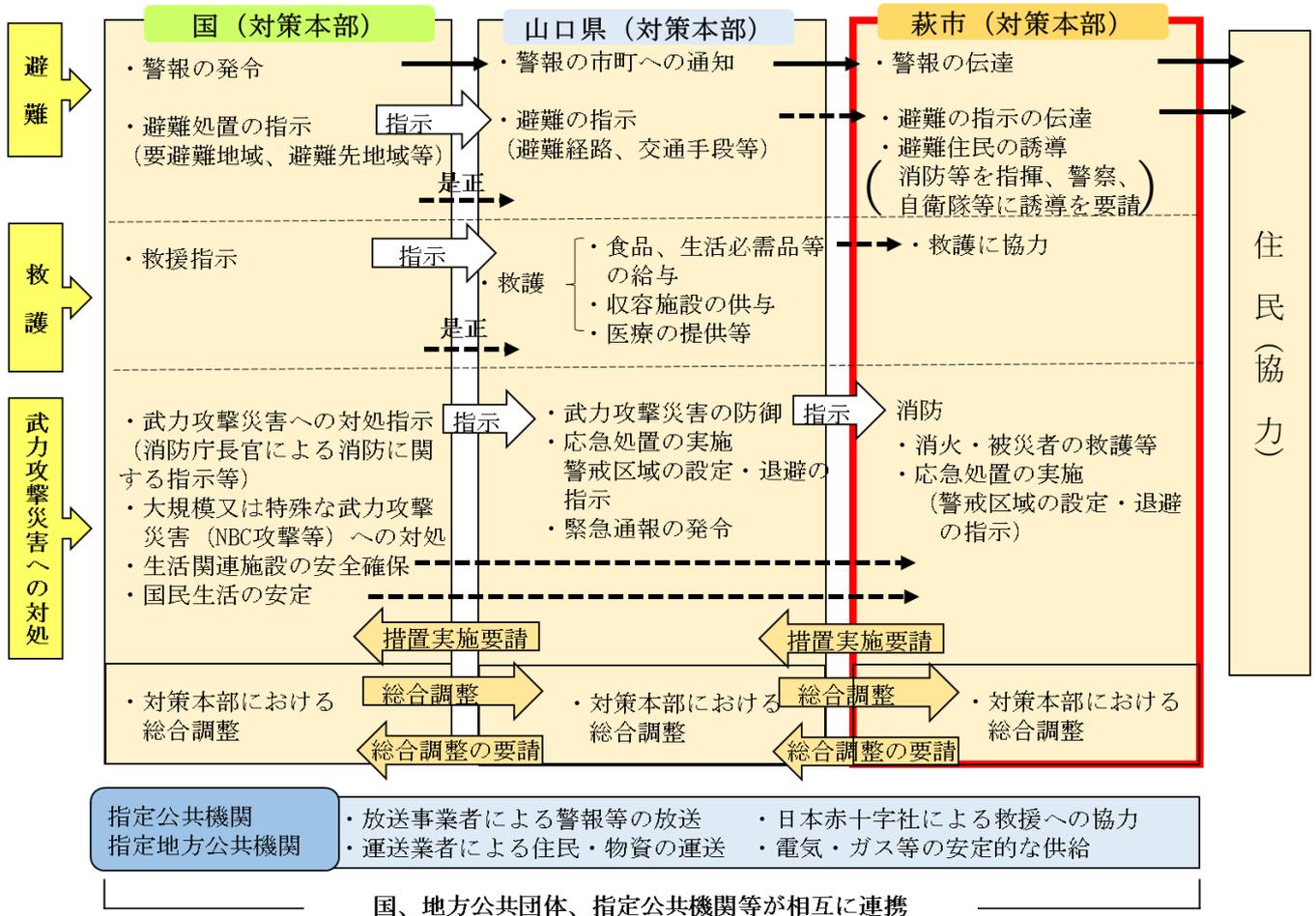
市は、国民保護措置の実施に当たっては、市の地域特性（①日本海に有人離島4島を有すること、②航空自衛隊レーダーサイト施設が存在すること、③長大な海岸線を有すること、④大部分が山間部であること、⑤市主要部が阿武川流域の三角州であること、⑥多くの避難行動要支援者と観光客があること）について配慮する。

また、自衛隊レーダーサイト等を有することから、武力攻撃事態等の発生初期においては、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊、航空機による攻撃の目標となる可能性があり、長大な海岸線は、船舶による着上陸侵攻の際、上陸地点の目標となる可能性も考えられることから、情報収集及び住民の避難誘導等の措置について配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民保護措置の仕組み



○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 市国民保護計画の作成 市国民保護協議会の設置、運営 市国民保護対策本部及び萩市緊急対処事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県国民保護計画の作成 2 山口県国民保護協議会の設置、運営 3 山口県国民保護対策本部及び山口県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 ※ 県の事務詳細は県国民保護計画に記載されている。

○ 国の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の発令、避難措置

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	<ul style="list-style-type: none"> 6 武力攻撃事態等の情報提供 7 救援の支持、応援の支持、安否情報の提供 8 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示 9 生活関連等施設の安全確保 10 放射性物質等を用いた攻撃（NBC攻撃）により生じる汚染の拡大を防止するための措置 11 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止 12 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定 13 武力攻撃災害の復旧
〔防衛省〕 自衛隊山口地方 協力本部 萩地域事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護の関連業務 2 災害対策の関連業務 3 自衛隊の広報 4 その他自衛隊との連絡調整
〔農林水産省〕 中国四国農政局 山口農政事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
〔国土交通省〕 中国地方整備局 山口河川国道事 務所萩国道出張 所	被災時における国道等の公共土木施設の応急復旧
〔気象庁〕 福岡管区气象台 (下関地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供
〔海上保安庁〕 第七管区海上保 安本部 仙崎海上保安部 萩海上保安署	<ul style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び退避措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における消火活動及び被災者の救助、救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

○ 関係機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者（CATV、コミュニティFMを含む。）	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保 2 傷病者の救護
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
萩海運有限会社	離島からの避難住民の輸送
山口県漁業協同組合はぎ統括支店	1 災害対策船舶の把握・斡旋、災害救助用鮮魚類・冷蔵食品、漁港施設の確保への協力 2 離島からの避難住民の輸送への協力

○ 関係機関の連絡先

県、警察、自衛隊、海上保安庁、関係指定公共機関、指定地方公共機関、自治会等の連絡先（名称、担当部署、所在地、電話、FAX、E-Mail、無線、その他の連絡方法）は、個別の内部マニュアルのみに記載し、公表しないものとする。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

本市は、山口県の北部に位置し、総面積は698.31km²で、県土の11.4%に当たる。北部は阿武町をとりまく形で日本海に面し、東部は島根県の益田市及び津和野町、南東部は山口市、阿東町、西部は長門市、美東町に接している。

- (1) 地形は、全体として東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地で、海岸線は150,663mと長大である。南部市境界付近に標高700mを超える山々が連なっている。低地は少なく、阿武川河口部に形成された三角州にある旧萩市街地部とその周辺地に見られ、丘陵地は、田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に比較的なだらかに広がっている程度で、大半を山地が占めている。また、日本海にはいくつかの離島が点在し、4つの有人離島を有している。
- (2) 河川は、北部では田万川が田万川地域と須佐地域の山間部の大半を流域として、中部では大井川が福栄地域の一部を流域として日本海に注いでいる。また、南部では阿武川が阿東町北部を源として蔵目喜川、佐々並川、明木川などの支流を集め、市街地の広がる三角州により阿武川（通称・松本川）と橋本川に分かれて日本海に注いでいる。その他には、田万川、須佐川、大井川などの川が直接日本海に注いでいる。



方位	地点	極限経緯度
東端	下小川高森山	東経 131° 43 '39 "
西端	見島西縁	東経 131° 07 '37 "
南端	佐々並西鳳翻山	北緯 34° 12 '37 "
北端	見島北縁	北緯 34° 47 '55 "

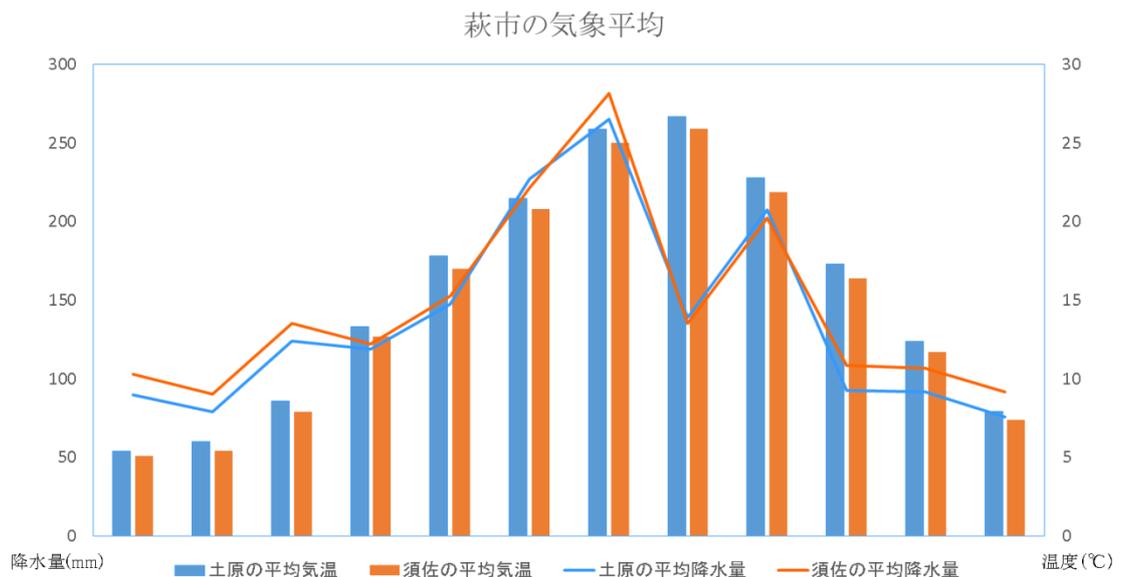
2 気 候

本市は、萩地域、田万川地域、須佐地域が北側の日本海に面しており、対馬海流の影響を受けて、年間を通して比較的温暖である。

川上地域、むつみ地域、旭地域、福栄地域は中山間部であり、盆地特有の変化に富んだ気候である。しかし、冬季の1月から3月にかけては曇天が多く、12月から2月にかけては、北西の季節風が吹きやすい。年間を通して海陸風の影響で西北西～北北西の風と南南東の風が吹きやすい。また、むつみ地域など一部の地域では寒さが厳しく豪雪地帯である。

気象平年値の年間平均（気象庁観測）		
気温	土原 15.5℃	須佐 14.8℃
年降水量	土原 1658.1 mm	須佐 1750.8 mm
平均風速	土原 3.0m/S	須佐 1.8m/S

※ 土原：萩特別地域気象観測所（土原）
 須佐：須佐地域気象観測所（アメダス）



3 人口分布

人口は、46,691人（令和元年9月末日現在）で、市の萩地域の川内地区及び椿東地区に集中している。自治会等は382組織がある。

4 道路の位置等

4本の一般国道【191号、262号、315号、490号】と9本の主要地方道【10:山口福栄須佐線、11:萩篠生線、13:萩津和野線、14:益田阿武線、17:津和野田万川線、32:萩秋芳線、64:萩三隅線、67:萩川上線、124:日原須佐線】軸として、これに接続する一般県道、市道が連携し道路網を形成している。しかし、大部分が山間部にあり、自然災害又は武力攻撃災害により交通が途絶し、孤立地域が多数発生する可能性がある。避難路と自衛隊の進出用道路が重複する可能性が高く、事前調整が必要である。



5 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、西日本旅客鉄道の山陰本線（路線は京都駅から島根県益田駅、奈古駅を経て下関市の幡生駅に至る路線・本市区間は単線非電化路線）が、沿岸部の田万川地域から萩地域の三見方面にのびており、有人駅2（江崎、東萩）、無人駅7（須佐、長門大井、越ヶ浜、萩、玉江、三見、飯井）がある。

本市には空港はないが、島根県益田市に中型ジェット機が就航可能な萩・石見空港（滑走路延長2,000m×幅45m、第3種空港C級）、宇部市に山口宇部空港（滑走路延長2,500m×幅45m、第2種空港B級）がある。見島、大島、相島には浜崎商港から萩海運による離島航路が運行されている。港湾は、萩港（後小畑、潟港、浜崎商港等）、須佐湾、江崎港、見島漁港がある。

【県営地方港湾 萩港の状況】

岸壁名	水深	延長	入港可能船	備考
後小畑	-5.5m	140 m	客船：4,000t	
潟 港	-7.1m	110 m	貨物：3,000t	萩海上保安署
浜崎商港	-4.5m	120 m	貨物：1,000t	萩海運
	-4.0m	71.5m	フェリー：700t	
	-3.5m	120m	貨物：400t	

見島（本村港、宇津港）、大島、相島は100トン程度の船舶が入港可能であるが、櫃島は5トン程度の小型船舶しか入港することができない。また市内の漁港の水深は-1.5～-3.5mであり、位置により50トン程度の船舶は入港可能である。

※ 地方港湾とは特定重要港湾（重要港湾のうち外国貿易上、特に必要な港湾山口県では徳山下松港、下関港）及び重要港湾（国の利害に重大な関係を有する港湾。山口県では岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港）以外の港湾で地方の利害にかかわる港湾をいう。

6 市機関の配置状況

施設名	住所	電話番号
萩市役所（本庁）	大字江向 510	0838-25-3131
総務部防災危機管理課		0838-25-3808
川上総合事務所	川上 4462-1	0838-54-2121
田万川総合事務所	大字下田万 1036	08387-2-0300
むつみ総合事務所	大字吉部上 3191-1	08388-6-0211
須佐総合事務所	大字須佐 4570-5	08387-6-2211
旭総合事務所	大字明木 3174	0838-55-0211
福栄総合事務所	大字福井下 4013-1	0838-52-0121

見島支所	見島 251-1	0838-23-3311
小川支所	大字上小川東分 1332	08387-4-0211
高俣支所	大字高佐下 744	08388-8-0211
弥富支所	大字弥富下 4043	08387-8-2211
佐々並支所	大字佐々並 2662-6	0838-56-0211
紫福支所	大字紫福 3446-1	0838-53-0211
三見出張所	三見 2393	0838-27-0001
大井出張所	大井 1404-1	0838-28-0211
大島出張所	大島 105	0838-28-0584
萩市消防本部・萩市消防署	大字江向 428-2	0838-25-2772
萩市消防署弥富出張所	大字弥富上 1505-1	08387-8-5119
萩市消防署紫福分遣所	大字紫福 3434-1	0838-53-5119
萩市消防署佐々並分遣所	大字佐々並 2662-6	0838-56-0119

7 国民保護に及ぼす本市の地域特性

本市の主な地域特性

- ① 日本海に有人離島4島を有する。
- ② 航空自衛隊レーダーサイト施設が存在する。
- ③ 長大な海岸線を有する。
- ④ 大部分が山間部である。
- ⑤ 市主要部が阿武川下流域の三角州に存在する。
- ⑥ 多くの避難行動要支援者と観光客がある。

以上6点が挙げられ、これらの地域特性について住民の避難誘導等の措置を講ずる上で、考慮する必要がある。

特性① 日本海に有人離島が4島

ア 山口県内で最多の離島人口を有する。また見島は山口県最北端である。

島名	本土までの距離	定期航路（櫃島以外は萩海運）			
		船名	所要時間	総トン数	定員
見島	45.2Km	ゆりや	70分	273	200人
		※冬季ドック入り代船	110分	-	150人
大島	8.0Km	はぎおおしま	25分	323	150人
相島	14.5Km	つばき2	40分	113	150人
櫃島	10.5Km	自家用船	35分	-	5~10人

イ 各島とも高齢化、人口減少が進んでいる。

ウ 櫃島を除き、定期航路が就航している。避難は漁船の使用も可能である。

エ 山口県消防防災ヘリコプターの離着陸が可能である。

※ 櫃島は耕作期を除く。

特性② 航空自衛隊レーダーサイト施設が存在

自衛隊施設は、見島に航空自衛隊春日基地見島分屯地（西部航空警戒管制団隷下の第17警戒隊）があり、レーダーサイト施設として機能している。また、むつみ地域に陸上自衛隊むつみ演習場（山口駐屯地業務隊管理）があり、山口県内及び近隣県の各自衛隊が各種の訓練を実施している。

特性③ 長大な海岸線

海岸総延長は150,663m（離島分を含む。※山口県地域防災計画資料編水防警報対象海岸延長距離より算出）

特性④ 大部分が山間部

市の大部分が山間部にあり、道路障害（封鎖）による交通途絶や孤立地区が発生しやすい。主要道路を避難路として使用する場合、進出中の自衛隊車両と交錯し、通行不能となる可能性がある。

特性⑤ 主要部が阿武川下流域の三角州

市主要部が阿武川下流域の三角州にあり、阿武川上流部のダムに何らかの障害が発生した場合、市の中核機能や水道機能が失われる可能性がある。

特性⑥ 多くの避難行動要支援者と観光客

ア 市の人口

（令和元年9月末日現在）46,691人のうち、65歳以上の老年者人口は19,870人（42.6%）となっており、高齢化は更に進む傾向にある。0～14歳人口は4,162人（8.9%）である。

イ 何らかの障がいがある者の実数は把握が困難である。高齢者、年少者、何らかの障がいを持ち、災害時に援護を必要とする避難行動要支援者とその介助者を含めると人口の50%を超える。

ウ また、萩地域には、文化財など観光名所が散在し、平成28年観光客総数2,417,406人、内宿泊客428,415人（「平成29年版萩市統計萩」による。）の多くの観光客が訪れる。

エ これらの地理不案内な観光客など一時的滞在者の把握も安否確認照会の対応に必要である。（武力攻撃災害時において地理不案内な一時的滞在者と日本語が理解できない外国人は避難行動要支援者として扱う。）

オ これらの避難誘導には、行政、消防機関（消防団を含む。）や自主防災組織のみならず、多数のボランティアの確保が必要である。

カ 安全・安心な観光地をPRするためには災害や国民保護の対象事案が発生した場合の観光客の措置について十分検討し配慮する必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。なお、県国民保護計画において想定されている事態、事態ごとの特徴及び留意点は以下のとおり。

① 着上陸侵攻

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力による占領等の目的をもって、わが国の領土に直接着上陸し、侵攻するもの。 ・ 国民保護措置実施地域が広範囲、期間が長期になると予想される。 ・ 武力攻撃予測事態時に住民避難も想定される。 ・ 船舶による上陸の場合、小型船舶が接岸しやすい沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい。上陸前に艦砲射撃や航空攻撃も想定される。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合、侵攻開始前にレーダーサイトや空港が目標となりうる。 ・ 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が発生、危険物施設などでは二次被害の発生も想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兆候を察知することで、事前準備可能であるが、先行避難、広域避難が重要。 ・ 武力攻撃災害が広範囲かつ長期間になる場合がある。 ・ 攻撃終了後の早期復旧が課題。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備・偵察、情報収集、要人誘拐などのためゲリラや特殊部隊を潜入させて攻撃を行う。 ・ 宣戦布告前の不正規戦も想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃当初は屋内（屋外にいる場合は、近隣の堅牢な建物）に一時避難後、適当な避難地へ移動する必要がある。 ・ 緊急通報の発令（伝達を含む）、退避の指示、警戒区域の設定等の早期実施が重要。

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 突発的な被害発生の可能性があり、事前予測は困難。高速艇、潜水艇、潜水器具の使用による海岸線上陸、ヘリコプター、パラシュート降下による自衛隊演習場や山林への潜入や潜伏も想定される。 ・ 政治経済の中核、鉄道、橋梁、交通拠点、港湾施設、消防施設、危険物貯蔵施設、水道施設、ダム、発電所等の警戒、山間部の潜伏や孤立にも注意が必要。 ・ 被害は狭い範囲に限定されますが、ダーティボム（汚い爆弾・通常の爆薬を使って放射性物質をまき散らす熱核反応を伴わない爆弾）の使用も想定される。 	

③ 弾道ミサイル攻撃

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種弾頭を搭載した長距離射程のミサイルによる攻撃を行うもの。 ・ 着上陸侵攻との連携や支援のため、武力攻撃事態初期で山口県内のミサイル落下が想定される。 ・ 発射段階で攻撃目標の特定が困難で、短時間で着弾する。 ・ 制御不能や目標を失尾したミサイルが着弾する場合があります。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭）に応じて被害の様相、対応が異なる。地方機関では、特定が困難。 ・ 通常弾頭の場合、NBC弾頭に比べ被害は局限化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な情報伝達と適切な対応により被害を局限化することが重要。 ・ 屋内避難、消火活動が中心となる。 ※ 情報伝達手段の整備が重要。 ※ 着弾した場合は、二次被害を防止するため、現場の汚染を測定し、弾頭の種類を直ちに特定することが重要。

④ 航空攻撃

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 着上陸侵攻との連携や支援のため、航空機により直接攻撃を行うもの。 ・ 事前予測が比較的容易であるが、対応の時間が少なく、攻撃目標の特定が困難。 ・ 都市部、ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 ・ 意図達成まで攻撃が繰り返され、長期化する可能性がある。 ・ 通常弾頭の場合、家屋、施設等の破壊、火災等の対応が中心となりうる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃の目標地を特定できないため、広範に屋内避難が必要。 ・ 生活関連等施設の安全確保措置が必要。

⑤ NBC攻撃

ア 共通

- (ア) 予知、検知、警報、防護、除染、医学的措置の連携が必要。
- (イ) 使用が確認された場合は、直ちに国及び県に通報し、警戒区域を設定。
- (ウ) 住民には被害防止のため正確、迅速、確実な情報伝達が必要。

イ 核 (Nuclear) 兵器

- ※ 核兵器とは、核分裂や核融合による熱核反応の熱、光、放射線、爆風、衝撃波で構造物破壊や人畜を殺傷する兵器の総称。
例：核爆弾、大陸間弾道弾など。
- ※ ダーティボムなどの放射線 (Radiological) 兵器は、放射線により周囲を汚染し、核爆弾と異なり通常爆弾と爆発形態に差がなく、一見して検知することは困難で、残留放射線によって被害が発生する。

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 強烈な閃光、爆風、熱、衝撃波が発生。 ・ 当初は核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって被害が発生。 ・ 放射性降下物は、爆心地付近から逐次風下方向に拡散し被害範囲拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要。 ・ 風下方向への避難を避け、風向と直角報告に避難する。 ・ 外部被爆や内部 (吸引による体内) 被爆の抑制、汚染地域への立入制限、要員の被爆管理が必要。 ・ 現場到着時は直ちに放射線量測定が必要。

ウ 生物 (Biological) 兵器

※ 生物兵器とは、細菌、ウイルス、又はそれらが生成する毒素で人畜を殺傷する兵器の総称。

例：天然痘ウイルス、炭素菌、ボツリヌス菌など。

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none">原因不明の異常な発病者が増加。人に知られず散布可能。潜伏期間に感染者が移動することで被害が拡大。ヒトや動物を媒体とする生物剤では二次感染により被害が拡大。ウイルスや病原菌のため人間の感覚では検知や特定が困難。	<ul style="list-style-type: none">国による一元的情報収集、データ解析等により、感染源、汚染地域を特定する必要がある。ウイルスや病原体の特性に応じ予防医療、蔓延防止対策が重要。

エ 化学 (Chemical) 兵器

※ 化学兵器とは、人工的に生成された化学物質で人畜を殺傷、環境を破壊する兵器の総称。

例：毒ガスや毒性の強い液体など。

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none">散布された周辺で人々が一斉に異常を示す。風下方向に拡散し、空気より重い化学物質を主成分としたガスは、下を這うように拡散する。毒ガスに代表されるが、呼吸のみならず、種類により衣類に浸透し、皮膚や粘膜から吸収される神経ガス、また無色無臭の場合があり、人間の感覚での検知は極めて困難。	<ul style="list-style-type: none">原因物質の検知、汚染地域を特定、風上の高台に住民を誘導する。(風向と散布場所の位置関係に注意する。)汚染者の除染、原因物質の特性に応じた救急医療が必要。汚染地域の除染、原因物質の除去が重要。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。なお、県国民保護計画等において想定されている事態例、被害概要は以下のとおり。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害概要
<ul style="list-style-type: none"> 原子力関連施設等の破壊。 石油又は可燃性ガス貯蔵施設等の爆破。 危険物積載船への攻撃。 ダムの破壊。 ライフライン施設の破壊。 	<ul style="list-style-type: none"> 爆発、火災による住民被害、建物ライフライン等の被災。 危険物拡散による沿岸住民被害、港湾、航路の閉塞。 下流での被害多大。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害概要
<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破。 列車等の爆破。 	<ul style="list-style-type: none"> 爆破、施設崩壊による、人的被害多大。 都市及び生活機能の停止。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害概要
<ul style="list-style-type: none"> ダーティボム等（通常の爆薬を使って放射性物質をまき散らす熱核反応を伴わない爆弾）の爆発による放射能の拡散。 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布。 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布。 水源地に対する毒素等の混入。 	<ul style="list-style-type: none"> 爆弾の破片、熱や炎等による被害放射線による後年のガン発症。 爆発形態からはダーティボムと通常爆弾の区別不可能。 生物兵器の場合と同様。毒素の特徴は化学兵器の特徴と類似 化学兵器の特徴と同様。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

事態例	被害概要
<ul style="list-style-type: none"> 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ。 弾道ミサイル等の飛来。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の破壊に伴う人的被害、施設規模により被害の大きさに差異、建物、ライフライン等が被災。

※ 緊急処理事態に分類される攻撃であっても、ゲリラや特殊部隊が実行する場合があります、対応には注意が必要である。（テロと戦争で厳格に攻撃手法が異なる訳ではない。）

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局課室における平素より有事に備える業務

市の各部局課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部局名	課名	平素の業務
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none">公務災害補償に関すること。訴訟、損害賠償に関すること。防災危機管理課の支援に関すること。
	人事課	<ul style="list-style-type: none">職員の動員に関すること。国民保護措置従事職員名簿の作成及び給食に関すること。応援派遣要請及び受け入れ態勢の整備に関すること。職員の安否確認に関すること。職員の健康管理及び交代要員の手配等に関すること。
	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none">市国民保護計画の作成に関すること。市国民保護協議会の設置、運営に関すること。市国民保護（緊急対処事態）対策本部（以下「市対策本部」という。）の設置、運営に関すること。国民保護関係機関との連絡調整及び情報収集に関すること。避難施設に関すること。国民保護訓練の実施に関すること。他団体との相互応援協定に関すること。国民保護に関する普及、啓発に関すること。特殊標章の交付及び使用許可に関すること。 (消防吏員分を除く。)警報の通知及び緊急通報システムの整備・点検に関すること。職員に対して行う特殊災害教育訓練に関すること。

部局名	課名	平素の業務
総務部	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の育成、支援に関すること。 ・ 資機材の備蓄、整備に関すること。 ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等警報の通知及びシステムの点検に関すること。
	契約監理課 技術検査課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部における決定事項等の各部への伝達、調整に関すること。
総合政策部	企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の外国人への情報提供のための体制整備に関すること。 ・ 統計資料の整備に関すること。 ・ 復旧計画策定に関すること。 ・ 市対策本部長の特命事項に関すること。 ・ 記録，写真撮影に関すること。 ・ 市内の外国人への情報提供に関すること。
	広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等に対する情報伝達・広報体制の整備に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。 ・ 国民保護措置の実施状況等市対策本部の活動内容の公表等、記者会見等広報活動に関すること。
	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内情報システムの保安全管理に関すること。 ・ 総合情報施設の運営に関すること。
財務部	財政課 財産管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等の維持管理に関すること。 ・ 公用車の運用に関すること。 ・ 食料、飲料水、医薬品等を除く必要物資の調達に関すること。 ・ 非常用備品等の購入に関すること。
財務部	課税課 収納課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋及び土地の被害状況調査に関すること。 ・ 市税の減免、徴収猶予等の措置に関すること。
地域政策部	地域づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事務所並びに支所及び出張所との連絡調整に関すること。
	見島支所 三見出張所 大井出張所 大島出張所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内における国民保護に関する業務全般に関すること。 ・ 本庁の各部に準ずる。

部局名	課名	平素の業務
川上総合事務所 田万川総合事務所 むつみ総合事務所 須佐総合事務所 旭総合事務所 福栄総合事務所		<ul style="list-style-type: none"> 管内における国民保護に関する業務全般に関すること。 本庁の各部に準ずる。
市民生活部	市民活動 推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体（ボランティア、NPO等）の把握、支援に関すること。 自治会等への支援に関すること。
	市民課	<ul style="list-style-type: none"> 安否情報の収集体制の整備に関すること。 安否情報システムの整備に関すること。
	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること。 毒物、劇物の保安対策に関すること。
福祉部	福祉政策課 高齢者支援課 福祉支援課 子育て支援課 西地域包括 支援センター 東地域包括 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 避難施設の運営体制の整備に関すること。 高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。 生活必需品の備蓄に関すること。 社会福祉施設との連絡調整に関すること。 赤十字標章等の交付に関すること。 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 福祉関係被害状況の調査、報告に関すること。
保健部	地域医療 推進課	<ul style="list-style-type: none"> 医師会、医療機関との連絡調整に関すること。
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。
	診療所	<ul style="list-style-type: none"> 職員の医療知識及び技能向上に関すること。
市民病院	診療部 看護部 事務部	<ul style="list-style-type: none"> 職員の医療知識及び技能向上に関すること。 負傷者の救護訓練に関すること。 医薬品等の備蓄に関すること。 救護班の編成及び救護所の設置支援に関すること。
産業戦略部	産業戦略室	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、寝具、日用品等生活必需物資の調達供給に関すること。 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 商工業関係・農業関係被害状況の調査に関すること。

部局名	課名	平素の業務
農林水産部	農政課 林政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品供給事業者の把握に関する事。 ・ 農林業用施設の把握及び保安対策に関する事。 ・ 災害用主食、食品供給に関する事。 ・ 農業協同組合等との連絡調整に関する事。 ・ 農林業用施設の保安対策に関する事。 ・ 家畜の管理、防疫に関する事。
	水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難用船舶（漁船）の把握に関する事。 ・ 水産業施設、漁港施設の把握及び保安対策に関する事。 ・ 漂流物の情報収集、情報伝達に関する事。 ・ 漁業協同組合等との連絡調整に関する事。 ・ 漁港使用の調整に関する事。
商工政策部	商工振興課 企業誘致推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス、トラックその他輸送手段に対する支援要請体制に関する事。 ・ バス、トラックその他の運送事業者の輸送能力の把握に関する事。 ・ 市内観光客の情報収集に関する事。 ・ 流通業者の把握に関する事。 ・ ライフライン施設の把握及び保安対策に関する事。 ・ 避難用船舶（萩海運）の把握に関する事。
観光政策部	観光課 文化財保護課 世界文化遺産室 まちじゅう 博物館推進課 萩博物館 萩・明倫学 舎推進課 ジオパーク 推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光諸団体・観光客・外国人への情報提供、避難、誘導、保護に関する事。 ・ 温泉、キャンプ場等観光施設の運営に関する事。 ・ 公衆便所（萩地域に限る）の整備及び管理に関する事。 ・ 公園施設（萩地域に限る）の管理に関する事。 ・ 避難地指定された都市公園の安全対策に関する事。
土木建築部	土木課 用地課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材の備蓄・整備に関する事。 ・ 道路、ダム、港湾施設の保安対策に関する事。 ・ 想定避難路等の関係機関との事前調査に関する事。 ・ 土木建築資材の状況把握と建設業協会等との連絡調整に関する事。
	建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の把握及び保安対策に関する事。

部局名	課名	平素の業務
土木建築部	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画事業施設の災害対策及び被害調査に関すること。 復興計画策定に関すること。
上下水道局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給に関すること。 水道施設の保安対策に関すること。
	水道工務課	<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給に関すること。 水道施設の保安対策に関すること。
	下水道建設課	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の保安対策に関すること。
	浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の保安対策に関すること。 終末処理場及びポンプ場の維持管理及び運転業務に関すること。 電気設備の管理に関すること。 機械設備の管理に関すること。 監視操作設備の管理に関すること。 水質管理に関すること。 除害施設に関すること。
会計管理者	会計課	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水、医薬品等を除く必要物資の調達に関すること。
議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局 公平委員会 農業委員会		<ul style="list-style-type: none"> 政府、国会及び県に対する陳情に関すること。 視察に対する措置に関すること。 議会関係機関との連絡調整に関すること。
教育委員会 事務局	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> 文教施設等の保全に関すること。 教育関係機関との連絡調整に関すること。 教育委員会関係被害状況調査及び報告に関すること。 所管施設の応急対策に関すること。 教育委員会事務局内他課への応援に関すること。
教育委員会 事務局	学校教育課 文化・生涯学習課 スポーツ振興課 萩図書館	<ul style="list-style-type: none"> 文教施設等の保全に関すること。 公立学校等への警戒伝達体制整備に関すること。 国民保護に関する啓発及び教育に関すること。 学校等への警報伝達に関すること。 児童・生徒の避難計画に関すること。 所管施設の応急対策に関すること。 学用品の確保、調達に関すること。

部局名	課名	平素の業務
教育委員会 事務局	市民館 中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営に関する事。 ・ 高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関する事。 ・ 生活必需品の備蓄に関する事。
消防本部	全課、署所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関する事。 (救急・救助を含む) ・ 住民の避難誘導に関する事。 ・ 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の保安対策に関する事。 ・ 火薬類の保安対策に関する事。 ・ 特殊標章の交付及び使用許可に関する事。 (消防吏員分に限る) ・ 警報の通知及び緊急通報システムの整備・点検に関する事。 ・ 消防職団員に対して行う特殊災害教育訓練に関する事。 ・ 消防団、自主防災組織等の支援に関する事。
各部・局・課共通		<ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者等の避難誘導措置に関する事。 ・ 所管施設の保安対策に関する事。 ・ 住民の避難誘導の支援に関する事。 ・ 救援活動の実施、支援に関する事。 ・ 被害情報の収集に関する事。 ・ 所属職員の安否確認に関する事。 ・ 庁舎の安全点検、応急復旧に関する事。 ・ 関係機関への報告、通報に関する事。 ・ 武力攻撃災害対応体制の整備に関する事。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部局課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

ア 市部局での対応充実

常備消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。本庁より住民へ初動連絡ができるよう、各地域の防災行政無線の集中制御機能の追加及び多重ネットワーク化が重要である。

イ 常備消防機関との連携強化

国民保護担当部局、防災部局と消防本部との一体化を含めた連携強化も選択肢として考えられるが、この場合、特に最終責任者である市長へ迅速に連絡でき、早急に市の組織をあげて対応できる体制を整備することが必要である。消防本部より住民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の親機や遠隔操作機を常備消防機関に設置することが重要である。

ウ 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

(ア) 事態レベルに応じた市の体制、職員参集

事態レベル	体制	参集職員
I	担当課による情報収集体制	防災危機管理課職員
II	緊急事態連絡室設置	市長、副市長、教育長、総務部長、総合政策部長、財務部長、地域政策部長、市民生活部長、福祉部長、保健部長、市民病院事務部長、産業戦略部長、農林水産部長、商工政策部長、観光政策部長、土木建築部長、上下水道局長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防本部消防長、消防団総括団長、

事態レベル	体制	参集職員
Ⅱ	緊急事態連絡室設置	川上総合事務所長、田万川総合事務所長、むつみ総合事務所長、須佐総合事務所長、旭総合事務所長、福栄総合事務所長、防災危機管理課長、地域防災マネージャー（市民病院事務部長、消防本部消防長と総合事務所長は出席可能時のみ。）その他市長指名する者
Ⅲ	国民保護対策本部設置	全ての市職員（消防職員を含む。）

(イ) 武力攻撃事態等の認定に応じた事態レベル判断基準

事態等の認定	事態レベルの判断基準	事態レベル(体制)
武力攻撃事態等の認定がない段階	武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合	Ⅰ (情報収集体制)
	国による武力攻撃事態等の認定はないが、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要となった場合	Ⅱ (緊急事態連絡室)
武力攻撃事態等の認定があった段階	国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知がない場合	Ⅱ (緊急事態連絡室)
	国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合	Ⅲ (国民保護対策本部)

(ウ) Ⅰ(情報収集体制)

担当課（防災危機管理課）による情報収集体制の配備は、市長と協議の上、防災危機管理課長が行う。

(エ) Ⅱ(緊急事態連絡室)

緊急事態連絡室の設置は、市長が行う。

(オ) Ⅲ(国民保護対策本部)

国民保護対策本部は、国からの指定の通知に基づき設置する。

エ 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

オ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。なお、市対

策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

国民保護 対策本部	職名	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長	市長	副市長	総務部長	福祉部長
副本部長	副市長	総務部長	福祉部長	市民生活部長
本部員	教育長	教育委員会事務局長	教育政策課長	学校教育課長
	総務部長	総務課長	人事課長	契約監理課長
	総合政策部長	企画政策課長	広報課長	情報政策課長
	財務部長	財政課長	財産管理課長	課税課長
	地域政策部長	地域づくり推進課長		
	市民生活部長	市民活動推進課長	市民課長	環境衛生課長
	福祉部長	福祉政策課長	福祉支援課長	子育て支援課長
	保健部長	地域医療推進課長	健康増進課長	
	市民病院事務部長	市民病院事務部副部長	市民病院事務次長	市民病院庶務係長
	産業戦略部長	産業戦略室長		
	農林水産部長	農政課長	林政課長	水産課長
	商工政策部長	商工振興課長	企業誘致推進課長	
	観光政策部長	観光課長	文化財保護課長	まちじゅう博物館推進課長
	土木建築部長	土木課長	用地課長	建築課長
	上下水道局長	上下水道局総務課長	水道工務課長	下水道建設課長
	会計管理者	会計課長		
	議会事務局長	議会事務局次長		
	教育委員会事務局長	教育政策課長	学校教育課長	
	消防長	消防署長	消防総務課長	警防課長
	川上総合事務所長	所次長		
	田万川総合事務所長	所次長		
	むつみ総合事務所長	所次長		
	須佐総合事務所長	所次長		
旭総合事務所長	所次長			
福栄総合事務所長	所次長			
防災危機管理課長	防災係			
	地域防災マネージャー			
事務局	防災危機管理課職員、総務課職員			

※ 部に理事や部次長を置く場合は、第1順位は理事、第2順位は部次長とする。
課に主幹、課長補佐を置く場合は、第1順位は主幹、第2順位は課長補佐とする。

カ 職員の服務基準

市は、Ⅰ～Ⅲ体制毎に、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

キ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備する。

(2) 市と消防本部の連携

市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において消防本部及び消防署と緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(3) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

(4) 大規模地震や武力攻撃事態に係る消防団員数の指標

ア 住民の避難誘導

可住地面積（行政面積－林野面積－湖沼面積） $\text{km}^2 \div 0.06 \text{km}^2 \times 1.1$

イ 消火

消防ポンプ自動車数台数 $\times 5$ 人 + 動力ポンプ台数 $\times 4$ 人

(5) 市（消防本部）は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

(担当課 総務課、防災危機管理課)

損失補償 (法第 159 条 第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事 (法第 6 条、175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合は保存期間を延長する。

第 2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力が必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、担当者職氏名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

3 通信の確保

市は武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている地域においては、デジタル化を推進し、周波数の統合を行うなど、地域間の通信接続に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災現場の状況を収集し、県対策本部等に伝送するシステムの構築に努める。 ・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線が使用できない場合を考慮し、電子メール、ホームページ、ケーブルテレビ音声告知放送、コミュニティFM、漁協放送等の情報伝達手段の整備支援に努める。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達が円滑に行えるよう、関係機関との連携、訓練に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、既に防災行政無線の整備を行っている地域においては、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（菟海上保安署、仙崎海上保安部及び福岡航空基地）をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」

平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- (1) 氏名
- (2) フリガナ
- (3) 出生の年月日
- (4) 男女の別
- (5) 住所
- (6) 国籍
- (7) (1)～(6)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (8) 負傷（疾病）の該当
- (9) 負傷又は疾病の状況
- (10) 現在の住所
- (11) 連絡先その他必要な情報
- (12) 親族・同居者への回答の希望
- (13) 知人への回答の希望
- (14) 親族・同居者・知人以外への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記(1)～(7)に加えて）

- (1) 死亡の日時、場所及び状況
- (2) 遺体が安置されている場所
- (3) 連絡先その他必要情報
- (4) 1(1)～1(7)、2(1)～2(3)の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分 現在
山 口 県 萩 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時 平成 年 月 日 時 分

（2）発生場所 萩市 番

（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

地域名	人的被害				住宅被害		その他
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重症 (人)	軽症 (人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の地域名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

地域名	死亡年月日	性別	年齢	概況（内部用には氏名等も記入）

（2）担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護及び危機管理の知見を有する職員を育成するため、消防大学校（トップマネジメントコース、国民保護コース、危機管理実務管理コース）、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校（専科教育・特殊災害科）等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

ア 【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

イ 【武力攻撃事態やテロから身を守るために】

http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/hogo_manual.pdf

ウ 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

エ 【防災・危機管理eカレッジ】

<http://www.e-college.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、国、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

(4) 消防職団員等に対する教育の実施

市は、消防職団員等に対して、危険物質等に関する専門知識の修得、安全管理を優先した効果的な消防戦術を指揮できる能力の向上を図るための教育を行う。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は自主防災組織や自治会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期・場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項を、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く）。

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

項目	内容
住宅地図 UTM座標地図	人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ UTM座標
区域内の道路網のリスト	避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト
輸送力のリスト	鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設のリスト	データベース策定後は、当該データベース 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
備蓄物資、調達可能物資のリスト	備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
生活関連等施設等のリスト	避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定	特に、地図や各種のデータ等は、市町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。
自治会等、自主防災組織等の連絡先等一覧	代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
消防機関のリスト	消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先 消防機関の装備資機材のリスト
避難行動要支援者名簿	要介護3以上、身体障害者1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、その他（民生委員から届出のあった高齢者等）のリスト

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 避難行動要支援者名簿について

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう連携・協力の関係を構築しておく。

(6) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所における避難の在り方について意見交換や、避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

項目	内容
市と県の地図	各対策本部員が同一の地図を共有できるよう、卓上に広げることが可能な大きさの地図、地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの
区域内の人口分布	人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
区域内の道路網のリスト	避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト
輸送力のリスト	鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ、鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
避難施設のリスト	データベース策定後は、当該データベース避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
備蓄物資、調達可能物資のリスト	備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト
生活関連等施設等のリスト	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関（国、市町、民間事等）のリスト	連絡先一覧、協定

【避難実施要領に定める事項】

項 目	留意事項
要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	1 避難が必要な地域の住所 2 避難の実施単位（自治会等、事務所等）
避難先	避難先の住所及び施設名
一時集合場所及び集合方法	1 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 2 集合場所への交通手段
集合時間	1 避難住民の誘導の際の交通手段の出発時刻 2 避難住民の誘導を開始する時間
集 合	1 集合後の自治会等（近郊住民間）での安否確認 2 集合に当たって避難住民の留意すべき事項
避難の手段及び避難の経路	1 集合後に実施する避難の交通手段 2 避難住民の誘導の開始時間及び避難経路等 3 避難住民の誘導の詳細
市職員、消防職団員の配置等	1 関係市職員 2 消防職団員の配置 3 担当業務及び連絡先等
高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者への対応	1 高齢者、障がい者、乳幼児等への対応方法、配慮事項等 2 入院（所）者や在宅療養者等の医療資機材
要避難地域における残留者の確認	残留者の確認方法
避難住民の誘導中の食品等の支援	誘導中の避難住民に対する食品、水、医療、情報等の支援内容
避難住民の携行品、服装	避難住民の携行品、服装
誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【市対策本部において集約すべき基礎的資料】

※ 避難のために集約した資料に加えて次の資料を基礎資料として特に準備	
項目	内容
収容施設 (避難所(長期避難住宅を含む。))及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト	高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等
備蓄物資、調達可能物資のリスト	大量の食料や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握、仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等
関係医療機関のデータベース 救護班のデータベース	災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ、NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト
臨時の医療施設としてのリスト	想定される場所等
墓地及び火葬場等のデータベース	墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等

(3) 電気通信事業者との協議(法78条関係)

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

ア 輸送力に関する情報

(ア) 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員

(イ) 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

イ 輸送施設に関する情報

(ア) 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

(イ) 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(ウ) 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(エ) 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

ア 離島における留意事項

市は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知、国政調第169号国土交通省性政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

イ 全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報

(ア) 島の全住民を避難させる場合に必要となる輸送手段(民間漁船を含む)

(イ) 想定される避難先までの輸送経路

(ウ) 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制

(エ) 島内にある港湾、空港等までの輸送体制など

5 避難施設の指定への協力

(1) 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。(県が避難施設を指定し、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したとき、その旨をその施設管理者に文書等により通知する。)

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅牢な建築物を指定するよう配慮する。

ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	商政課
	2号	ガス工作物		
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通運輸対策室
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理課
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設		
	9号	ダム	国土交通省 農林水産庁	阿武川ダム管理事務所
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災危機管理課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	新産業振興課
	4号	高压ガス		防災危機管理課
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省	
	6号	核原料物質	経済産業省	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

7 避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

(2) 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

(3) 輸送体制の整備等

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(4) 市長が実施する救援

市は、知事との調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置のために特に必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、様々な機会を通じて、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

※ http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/hogo_manual.pdf

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

国における武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合、さらには、武力攻撃事態等の認定は行われたものの、本市に対して国民保護対策本部設置について指定の通知がない場合においても、状況に応じて、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な体制を確保することが必要となる。このため、市は、こうした事態において、緊急事態連絡室を設置し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう初動体制を確立する。

1 緊急事態連絡室の設置

(1) 設置基準

- ア 国において武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急事案」という。）に関する情報を入手し、市長が緊急事態連絡室の設置が必要であると認めた場合。
- イ 国において事態等の認定が行われたものの、
国から県を通じ、本市に対し国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合（既に上記アに該当している場合を除く。）
- ウ 県が緊急事態連絡室を設置した場合。

(2) 廃止基準

- ア 緊急事案が終結した場合（武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く。）
- イ 武力攻撃事態等が終結した場合。
- ウ 萩市国民保護対策本部に移行した場合。
- エ その他市長が廃止することが適当と認めた場合。

(3) 組織

緊急事態連絡室は次の者をもって組織する。

- ア 室長： 市長（市長不在時の権限自動継承順位：①副市長、②総務部長、③福祉部長、④市民生活部長）
- イ 室員： 副市長、教育長、総務部長、総合政策部長、財務部長、地域政策部長、市民生活部長、福祉部長、保健部長、市民病院事務部長、産業戦略部長、農林水産部長、商工政策部長、観光政策部長、土木建築部長、上下水道局長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防本部消防長、消防団総括団長、防災危機管理課長、地域防災マネージャー、川上総合事務所長、田万川総合事務所長、むつみ総合事務所長、須佐総合事務所

長、旭総合事務所長、福栄総合事務所長（市民病院事務部長、消防本部
消防長と総合事務所長は出席可能時のみ。）その他室長が指名する者

ウ 事務局： 防災危機管理課職員、総務課職員

（４）設置場所

緊急事態連絡室は、萩市総合福祉センター３階に設置する。

ア 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

イ 消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

ウ 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

（５）初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

（６）関係機関への情報提供

市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

（７）関係機関との連携

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

（８）関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

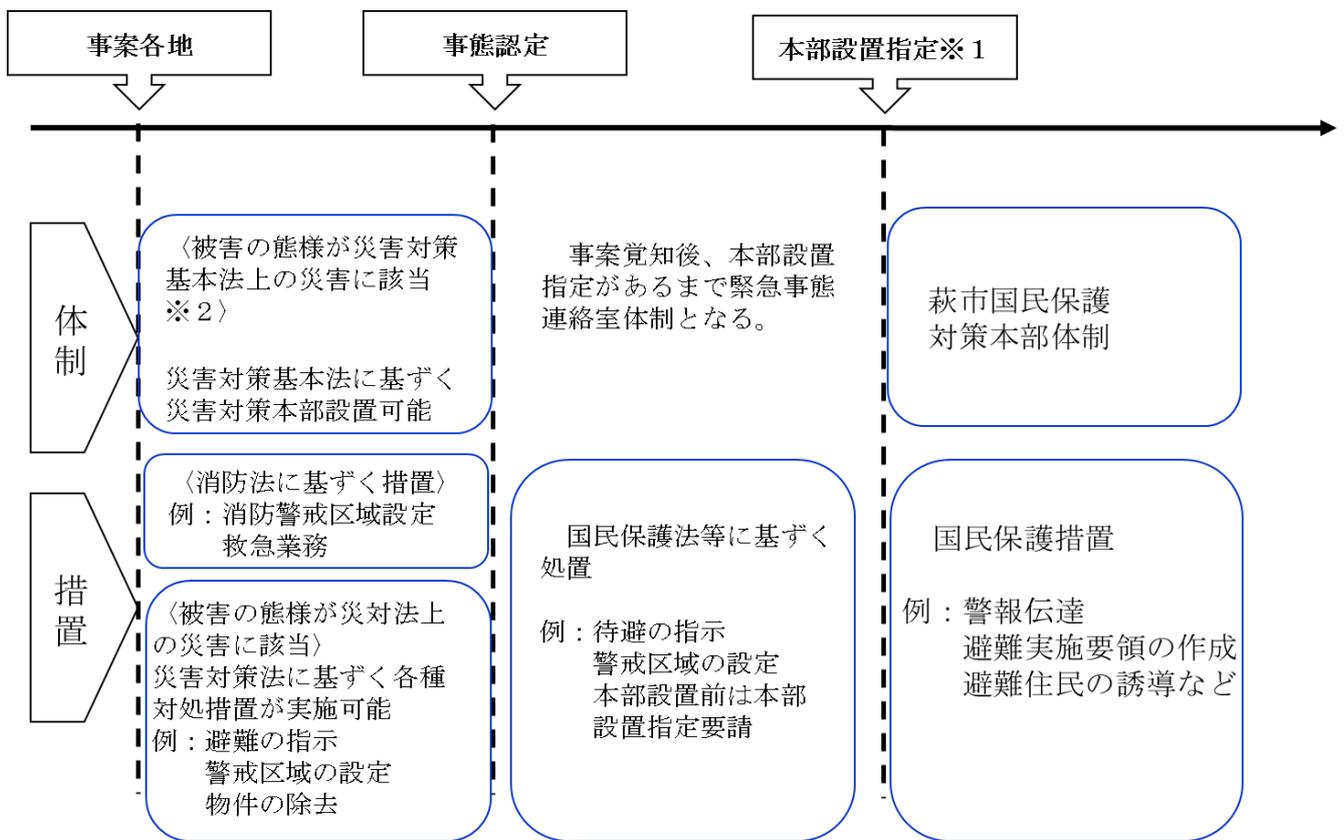
（９）対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置認定のタイミングがずれる事になる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合など、武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合には、担当課による情報収集体制を立ち上げる。さらに、武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等においても、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置 (全部課)

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。（法第25条第2項）

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

（※ 事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。【法第27条第1項】）

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

※ 一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話、防災メール等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、萩市総合福祉センター3階に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

※ 防災危機管理課から一斉FAX、防災メール等を活用

連絡先	連絡責任者	連絡先	連絡責任者
山口県総務部 防災危機管理課	防災危機管理課	職員	総務課
		住民、マスコミ等	広報課
国県の関係機関 ・指定機関等		市議会	議会事務局
		近隣市町	防災危機管理課
市の機関	総務課	その他の機関	関係課

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を萩市総合福祉センター内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

〔第1位〕萩市消防庁舎内屋内訓練場

〔第2位〕福栄総合事務所等（事態により判断）

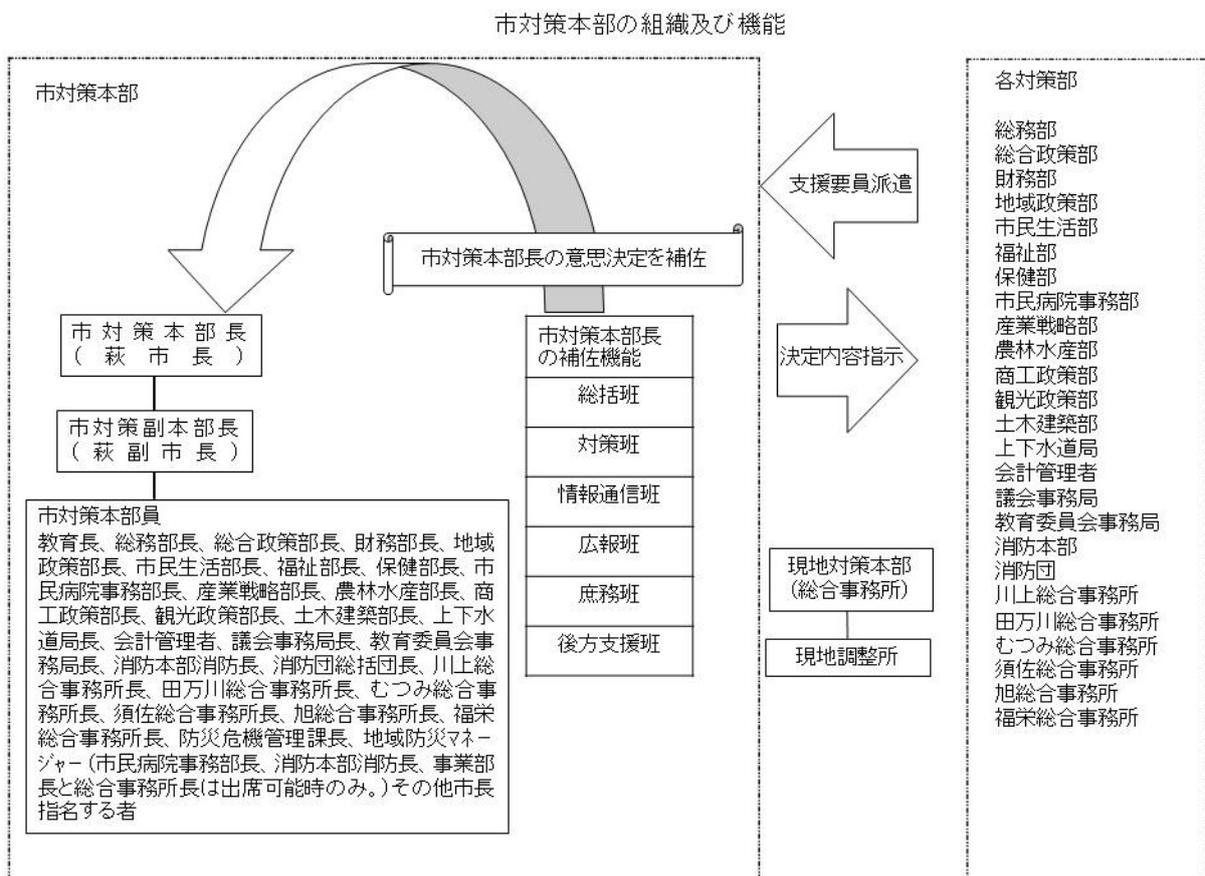
なお、事態の状況に応じ、市長の判断により上記の順位を変更することを妨げるものではない。また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。（法第26条第2項）

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局課室において措置を実施するものとする。

※ 市対策本部には、各部局課室から要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

【市対策本部長の補佐機能の編成】 各部局課室の職制によらず有機・横断的に運用する。

班	機 能
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部会議の運営に関する事項 ・ 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・ 市対策本部職員等の食料の調達等、庶務及び後方支援に関する事項

【市の各部局課室における武力攻撃事態における業務】

部局名	課名	武力攻撃事態における業務
総務部	総務課 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務災害補償に関すること。 ・ 訴訟、損害賠償に関すること。 ・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・ 市対策本部事務局の支援に関すること。
	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員に関すること。 ・ 国民保護措置従事職員名簿の作成及び給食に関すること。 ・ 応援派遣要請及び受け入れ体制の整備に関すること。 ・ 職員の安否確認に関すること。 ・ 職員の健康管理及び交代要員の手配等に関すること。
	防災危機管理課 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護の総合調整に関すること。 ・ 国民保護協議会の設置、運営に関すること。 ・ 国民保護措置の情報収集及び情報提供に関すること。 ・ 市対策本部の設置、運営に関すること。 ・ 市対策本部事務局に関すること。 ・ 国民保護関係機関との連絡調整及び情報収集に関すること。 ・ 防災行政無線等通信施設の管理運営に関すること。 ・ 避難施設に関すること。 ・ 他団体との相互応援協定に関すること。 ・ 市国民保護計画の作成に関すること。 ・ 国民保護に関する普及、啓発に関すること。 ・ 特殊標章の交付及び使用許可に関すること。 (消防吏員分を除く。) ・ 警報の通知及び緊急通報システムの整備・点検に関すること。 ・ 職員に対して行う特殊災害教育に関すること。 ・ 自主防災組織の育成、支援に関すること。 ・ 資機材の備蓄、整備に関すること。 ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等警報の通知及びシステムの点検に関すること。
	契約監理課 技術検査課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部における決定事項等の各部への伝達、調整に関すること。 ・ 各部の被害状況、対応状況の把握及びその報告に関すること。

部局名	課名	武力攻撃事態における業務
総合政策部	企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧計画策定に関すること。 ・ 市対策本部長の特命事項に関すること。 ・ 国民保護措置の実施状況等市対策本部の活動内容の公表等、記者会見等広報活動に関すること情報の広報に関すること。 ・ 記録，写真撮影に関すること。 ・ 市内の外国人への情報提供に関すること。
	広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等に対する情報伝達・広報体制に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。
	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内情報システムの保安全管理に関すること。 ・ 総合情報施設の運営に関すること。
	ジオパーク推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他各部の武力攻撃災害対応等に関する支援、及び避難誘導の実施に関すること。
財務部	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に必要な財政措置に関すること。 ・ 応急財政措置に関すること。
	財産管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等の維持管理に関すること。 ・ 公用車の運用に関すること。 ・ 食料、飲料水、医薬品等を除く必要物資の調達に関すること。 ・ 非常用備品等の購入に関すること。
	課税課 収納課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋及び土地の被害状況調査に関すること。 ・ 市税の減免、徴収猶予等の措置に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。
地域政策部	地域づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事務所、支所及び出張所との連絡調整に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。
	見島支所 三見出張所 大井出張所 大島出張所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内における国民保護に関する業務全般に関すること。 ・ 本庁の各部に準ずる。

部局名	課名	武力攻撃事態における業務
川上総合事務所 田万川総合事務所 むつみ総合事務所 須佐総合事務所 旭総合事務所 福栄総合事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内における国民保護に関する業務全般に関すること。 ・ 本庁の各部に準ずる。
市民生活部	市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動団体（ボランティア、NPO等）の把握、支援に関すること。 ・ 自治会等への支援に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。
	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集、照会の受付及び回答に関すること。 ・ 安否情報システムの整備に関すること。
	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理に関すること。 ・ 遺体の埋葬及び火葬に関すること。 ・ 毒物、劇物の保安対策に関すること。 ・ 防疫に関すること。 ・ 被災地、避難所等の環境衛生に関すること。 ・ 死体の収容及び処理に関すること。
福祉部	福祉政策課 高齢者支援課 福祉支援課 子育て支援課 西地域包括支援センター 東地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救助に要する経費、義援金の出納に関すること。 ・ 避難施設の運営に関すること。 ・ 高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。 ・ 生活必需品の備蓄に関すること。 ・ 社会福祉施設との連絡調整に関すること。 ・ 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 ・ 福祉関係被害状況の調査、報告に関すること。 ・ 赤十字標章等の交付に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。 ・ 応急仮設住宅に関すること。
保健部	地域医療推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、衛生機材等の供給体制の整備に関すること。 ・ 医師会、医療機関との連絡調整に関すること。 ・ 高次医療機関への搬送調整に関すること。 ・ 血液の確保に関すること。 ・ 医療ボランティアに関すること。

部局名	課名	武力攻撃事態における業務
保健部	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療助産活動に関すること。 ・ 医療関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 救護班の編成及び救護所の設置に関すること。 ・ 保健衛生・防疫に関すること。 ・ 感染症予防対策に関すること。 ・ 衛生関係被害状況の調査、報告に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。
	診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救護に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。
市民病院	診療部 看護部 事務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救護に関すること。 ・ 救護班の編成及び救護所の設置支援に関すること。 ・ 医薬品等の備蓄に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。
産業戦略部	産業戦略室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧、寝具、日用品等生活必需物資の調達供給に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。
農林水産部	農政課 林政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用主食、食品供給に関すること。 ・ 農業協同組合等との連絡調整に関すること。 ・ 農林業用施設の保安対策に関すること。 ・ 家畜の管理、防疫に関すること。 ・ 農業関係被害状況の調査に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。
	水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難用船舶（漁船）の把握及び幹旋に関すること。 ・ 漁業協同組合等との連絡調整に関すること。 ・ 漁港使用の調整に関すること。 ・ 水産業施設、漁港施設の保安対策に関すること。 ・ 海岸、漂流物の情報収集、情報伝達に関すること。
商工政策部	商工振興課 企業誘致推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス、トラックその他輸送手段に対する支援要請体制に関すること。 ・ バス、トラックその他の運送事業者の輸送能力の把握に関すること。 ・ 市内観光客の情報収集に関すること。 ・ 流通業者の把握に関すること。 ・ ライフライン施設の把握及び保安対策に関すること。 ・ 避難用船舶（萩海運）の把握に関すること。 ・ 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 ・ 商工業関係被害状況の調査に関すること。 ・ 市内の情報収集、伝達に関すること。

部局名	課名	武力攻撃事態における業務
観光政策部	観光課 文化財保護課 世界文化遺産室 まちじゅう 博物館推進課 萩博物館 萩・明倫学舎 推進課	<ul style="list-style-type: none"> 観光諸団体・観光客・外国人への情報提供、避難、誘導、保護に関すること。 温泉、キャンプ場等観光施設の運営に関すること。 公衆便所（萩地域に限る）の整備及び管理に関すること。 公園施設（萩地域に限る）の管理に関すること。 避難地指定された都市公園の安全対策に関すること。 市内の情報収集、伝達に関すること。
	ジオパーク 推進課	<ul style="list-style-type: none"> その他各部の武力攻撃災害対応等に関する支援、及び避難誘導の実施に関すること。
土木建築部	土木課 用地課	<ul style="list-style-type: none"> 資機材の備蓄・整備に関すること。 道路、ダム、港湾施設の保安対策に関すること。 想定避難路等の確保に関すること。 土木建築資材の状況把握と建設業協会等との連絡調整に関すること。 市内の情報収集、伝達に関すること。
	建築課	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の保安対策に関すること。 応急仮設住宅に関すること。 被災建築物の危険度判定に関すること。 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画策定に関すること。 都市計画事業施設の災害対策及び被害調査に関すること。
上下水道局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給に関すること。 水道施設の保安対策に関すること。 市内の情報収集、伝達に関すること。
	水道工務課	<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給に関すること。 水道施設の保安対策に関すること。
	下水道建設課	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の保安対策に関すること。
上下水道局	浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> 終末処理場及びポンプ場の維持管理及び運転業務に関すること。 電気設備の管理に関すること。 機械設備の管理に関すること。 監視操作設備の管理に関すること。 水質管理に関すること。 除害施設に関すること。

部局名	課名	武力攻撃事態における業務
会計管理者	会計課	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水、医薬品等を除く必要物資の調達に関すること。
議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局 公平委員会 農業委員会		<ul style="list-style-type: none"> 政府、国会及び県に対する陳情に関すること。 議会関係機関との連絡調整に関すること。 市内の情報収集、伝達に関すること。
教育委員会 事務局	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> 文教施設等の保全に関すること。 教育関係機関との連絡調整に関すること。 教育委員会関係被害状況調査及び報告に関すること。 所管施設の応急対策に関すること。 避難施設の開設・運営支援及び維持管理に関すること。 教育委員会事務局内他課への応援に関すること。 市内の情報収集、伝達に関すること。
	学校教育課 文化・生涯学習課 スポーツ振興課 萩図書館	<ul style="list-style-type: none"> 学校等への警報伝達に関すること。 児童・生徒の避難計画に関すること。 所管施設の応急対策に関すること。 学用品の確保、調達に関すること。
	市民館 中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> 避難施設の運営に関すること。 高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。 生活必需品の備蓄に関すること。 市内の情報収集、伝達に関すること。
消防本部	全課、署所	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関すること。 (救急・救助を含む) 住民の避難誘導に関すること。 危険物、高圧ガスの保安対策に関すること。 火薬類の保安対策に関すること。 特殊標章の交付及び使用許可に関すること。 警報の通知及び緊急通報システムの運用に関すること。 住民の避難誘導に関すること。 消防団の運用に関すること。

部局名	課名	武力攻撃事態における業務
各部・局・課共通		<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の特命（避難誘導、避難所運営）等に関する こと。 ・ 来庁者等の避難誘導措置に関すること。 ・ 所管施設の保安対策に関すること。 ・ 住民の避難誘導の支援に関すること。 ・ 救援活動の実施、支援に関すること。 ・ 被害情報の収集に関すること。 ・ 所属職員の安否確認に関すること。 ・ 庁舎の安全点検、応急復旧に関すること。 ・ 関係機関への報告、通報に関すること。 ・ 武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。

（４）市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ、電子メール、防災行政無線等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備。

ウ 留意事項

- （ア）広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- （イ）市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に
応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- （ウ）県と連携した広報体制を構築すること。

エ その他関係する報道機関

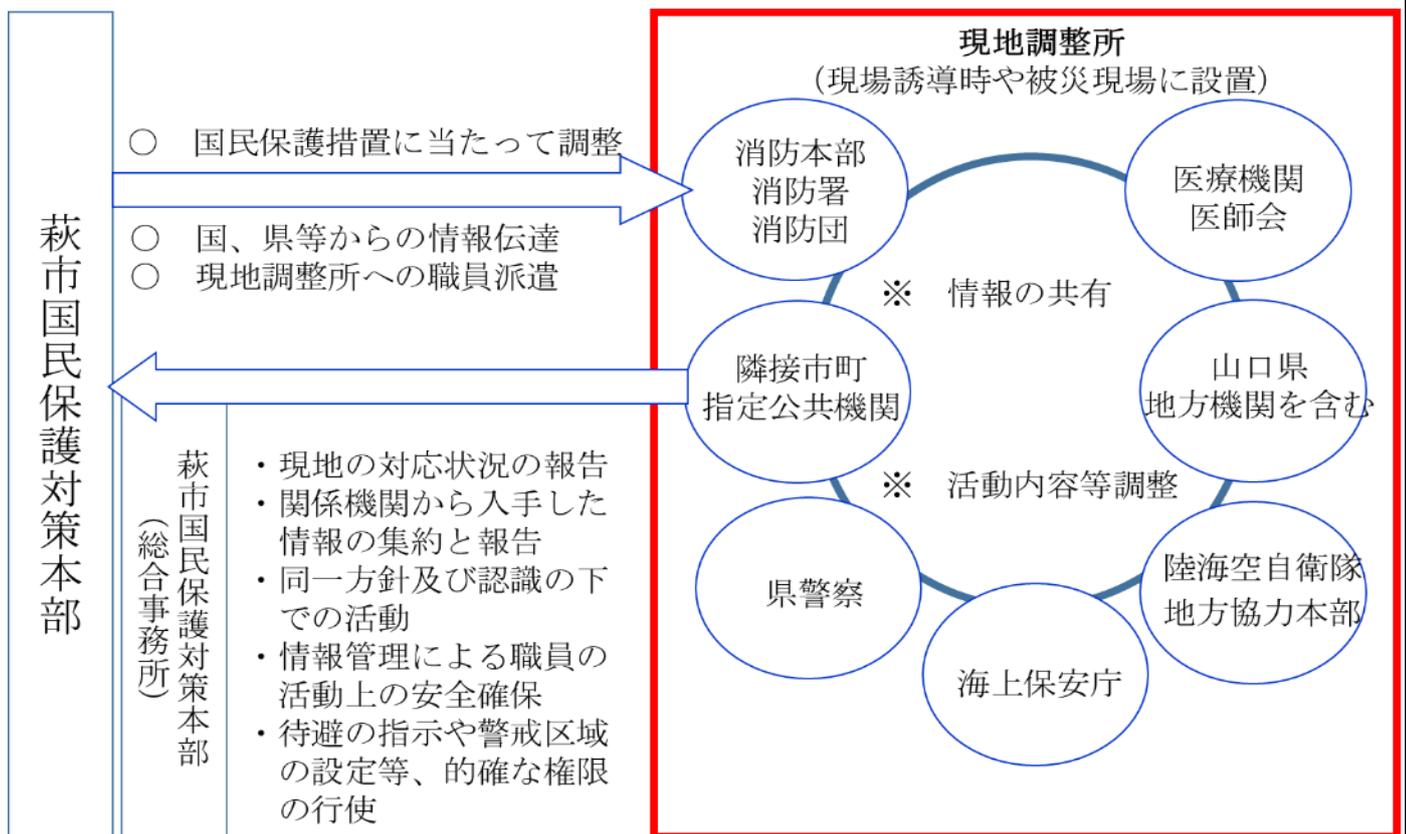
【関係報道機関一覧】 連絡手段は個別マニュアルに記載する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。(法第28条第8項) 市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。(対策本部条例第5条)

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



【現地調整所】の構成と機能

- ① 現地調整所は県、自衛隊、海上保安部等、県警察、市、消防機関、医療機関等により構成、連絡体制を構築する。
- ② 各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて消化、救助、救急、交通の規制、原因物質の除去、除染等の活動が効果的に行われるよう調整する。
- ③ 市対策本部は、職員を派遣し、国・県等から提供された情報を現地調整所に伝達する。
- ④ 現地の対応状況、関係機関から入手した情報を市対策本部に報告する。
- ⑤ 相互の情報により、必要な警戒区域を設定する。
- ⑥ 情報提供するもののうち、人員の安全に関する情報は、常に最新となるよう努める。

【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)
 - ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
 - ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
 - ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。（法第29条第5項）
- ② 県対策本部長に対する総合調整の要請市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。（法第29条第6項）
- ③ 情報の提供の求め市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。（法第29条第8項）
- ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。（法第29条第9項）
- ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。（法第29条第10項）

(8) 市対策本部会議

市対策本部長は、国民保護措置の実施に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、萩市国民保護対策本部会議を招集し、意思決定を補佐させる。

- ① 国、県の指示に関する事項
- ② 市対策本部の国民保護措置の実施に関する事項（総合調整に関する事項を含む。）
- ③ 市対策本部内の各部及び関係機関との調整に関する事項
- ④ 被災状況及び国民保護措置の実施状況
- ⑤ 国、県、他の市町及び関係機関に対する応援要請に関する事項
- ⑥ その他国民保護措置に関する重要な事項

(9) 市対策本部事務局

対策本部を円滑に運営するため、次のとおり、市対策本部に事務局を置く。

事務局 防災危機管理課職員、総務課職員

(10) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。（法第30条）

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携市は、県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 (法第29条)

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法第20条)

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、

努めて当該区域を担当区域とする山口地方協力本部長(連絡不能時は萩地域事務所長)又は市の協議会委員たる隊員(陸上自衛隊第17普通科連隊長)を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市長等への応援の要求(法第17条)

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求(法第18条)

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託(第19条)

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請(法第21条)

(1) 市は国民保護措置の実施のため、必要があるときは指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、当該機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市に対して行う応援等（法第17条）

- ① 市は、他の市から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等（法第4条）

(1) 自主防災組織等に対する支援（防災危機管理課・消防本部）

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域リーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等（市民活動推進課、福祉部）

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ（福祉部）

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等 (法第47条)

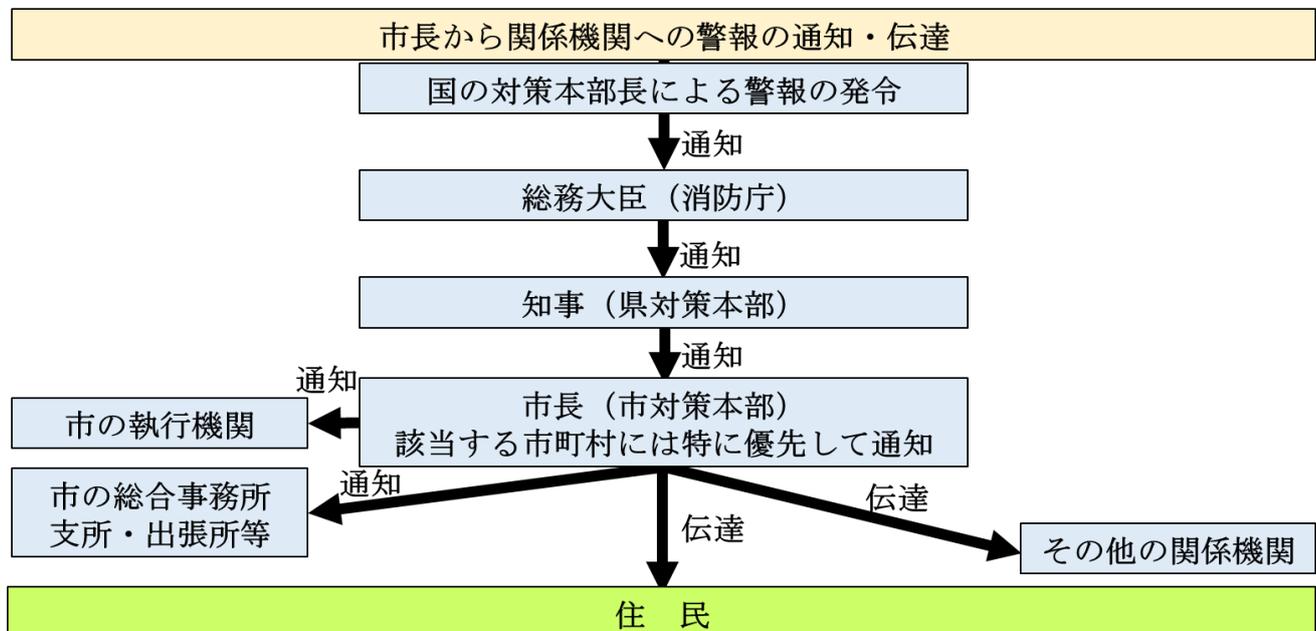
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会等、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市民病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.hagi.yamaguchi.jp/hagicity/index.html>) に警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達図】



※ 市長はホームページ等に警報の内容を掲載する。

※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線によるほか関係機関の拡声器を活用する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。併せてCATV (音声告知放送等)、防災メール等の各種媒体も使用する。(以下同じ。)

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載、防災メール等をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部及び消防団は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、特に消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会等や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

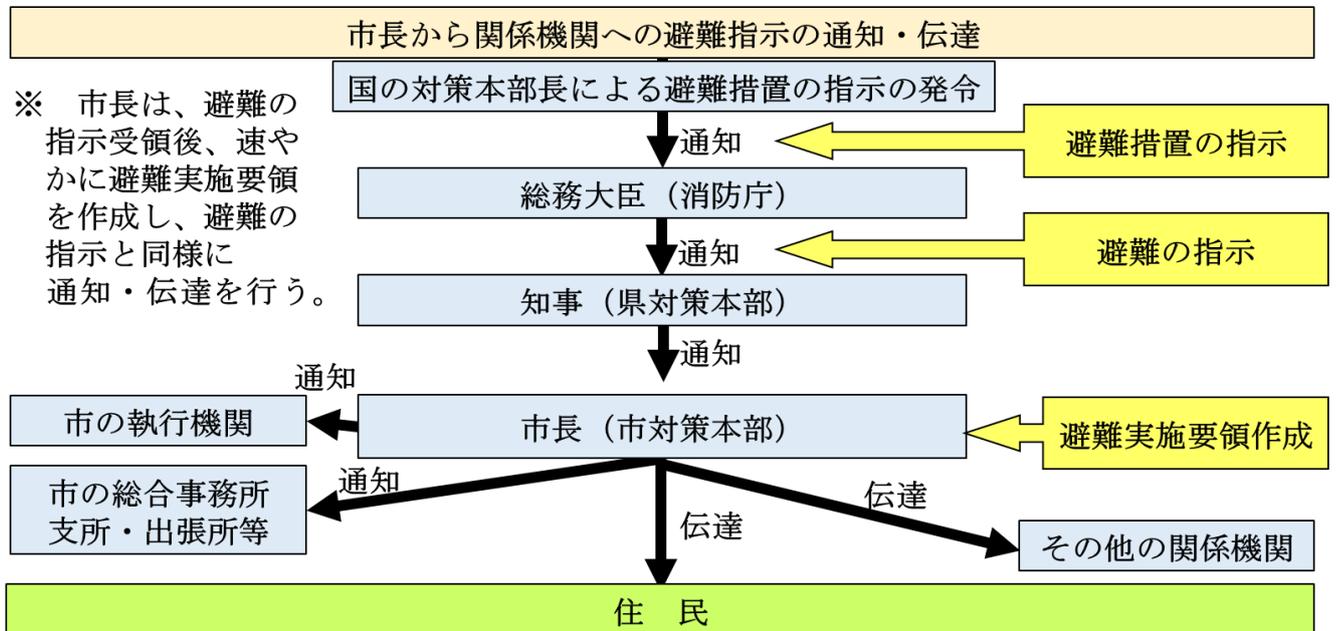
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

(以下、県国民保護計画の記載項目)

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

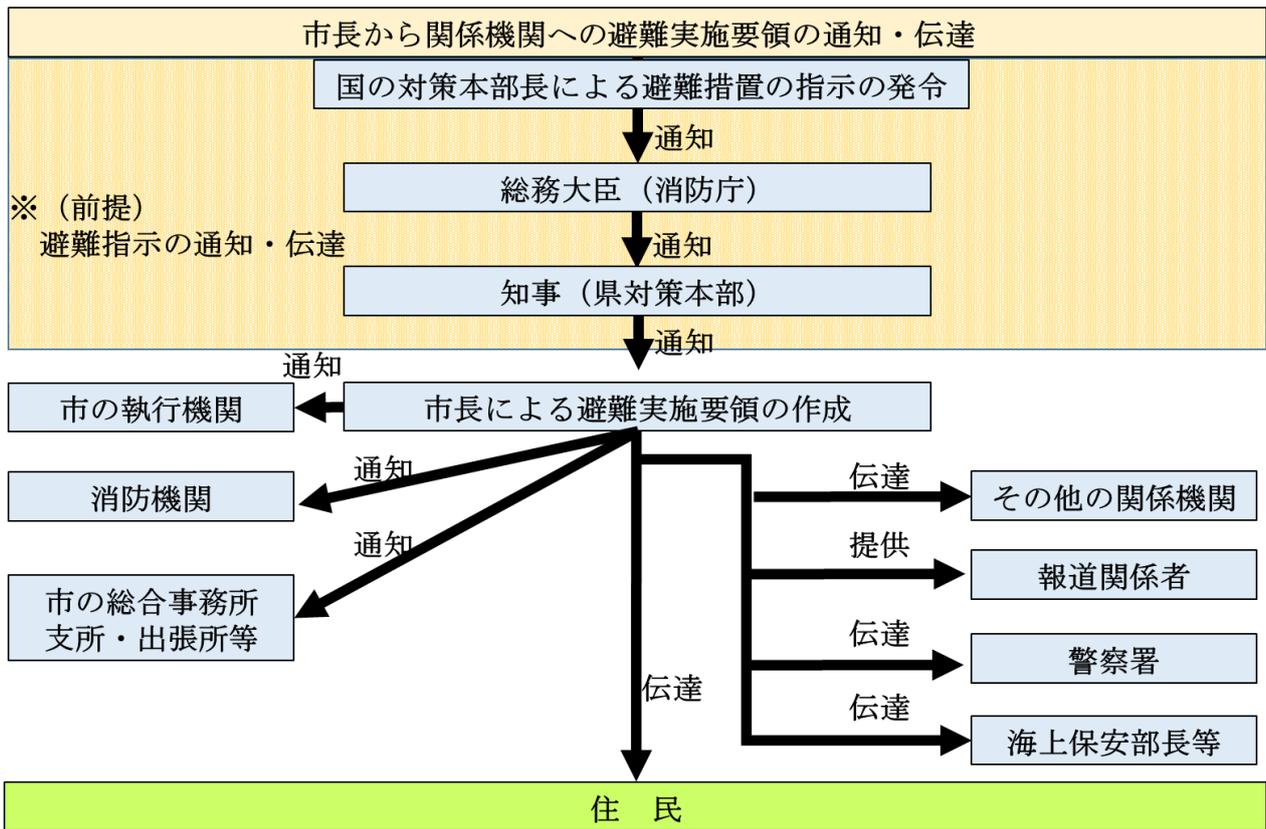
- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長等（海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。



※ さらに市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

ア 市長は避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

イ 市長は避難実施要領に沿って、避難経路の各要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の各要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、市の職員等と協力して避難行動要支援者

の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ア 「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

イ ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市は、その管理に係る道路について通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに

応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

避難実施要領（案）

山口県 萩市長

〇〇年〇月〇〇日〇〇時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

萩市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 萩市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1中学校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段（バス・鉄道・船舶・その他）】

ア バスの場合：萩市A1地区の住民は、萩市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会等の単位で行動すること。集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

イ 鉄道の場合：萩市A1地区の住民は、西日本旅客鉄道山陰本線AA駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又はAA通りを使用すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及び萩市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1中学校体育館に避難する。

ウ 船舶の場合：萩市A2地区の住民は、A2港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ行政区等の単位で行動すること。

集合後は、〇日〇時〇分発萩行きの、萩海運が所有する〇〇に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) 萩市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割振りを行う。

ア 住民への周知要員

イ 避難誘導要員

ウ 市対策本部要員

エ 現地連絡要員

オ 避難所運営要員

カ 水、食料等支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会等の地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

萩市国民保護対策本部 担当 ××課 ○○ ○○
TEL 0838-25-3131 (内線××××)
FAX 0838-26-0850
・・・・以下略・・・・

4 武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項

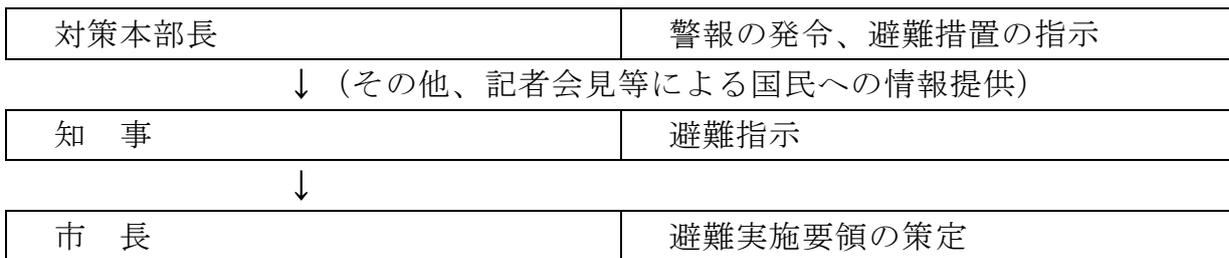
(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は直ちに屋内（特に建物の中心部）に避難することが基本である。着弾直後は、弾頭の種類や被害の状況が判明するまでは、屋内避難を継続し、次の避難措置の指示が行われるまで、テレビやラジオ等により情報の入手に努める必要がある。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難し、事態の推移を確認することとなる。）

ア 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

ウ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

（２）ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

（ア）ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

（イ）武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶ、おそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

（ウ）以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

イ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」、「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

ウ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

エ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の様相も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。ただし、高性能爆薬の携行やミサイルなど大型兵器の誘導が目的の場合があり、注意が必要である。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃や艦砲射撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として平素から、かかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

イ 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

(ア) 離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知参照））

(イ) 市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

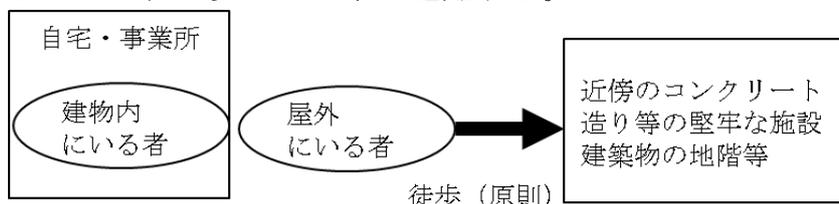
5 基本的な避難の類型

住民の避難は、武力攻撃の類型や事態の推移、時間的余裕、さらには、被害の状況等に応じ、屋内などへの一時避難、市内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で実施することになるが、基本的な避難の類型と方法は、以下のとおりとする。

① 屋内避難

避難方法

徒歩を原則とし、できるだけ速やかに屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等によっては他の安全な地域に避難する。



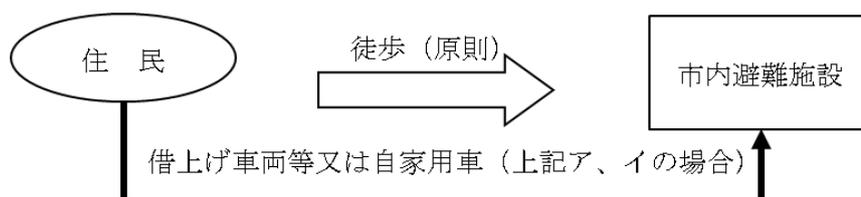
② 市内避難

避難方法

徒歩を原則とする。ただし、次の場合は、バス等の借り上げ車両（登録自家用車を含む。）及び公用車（これらの車両を以下「借り上げ車両等」という。）又は、自家用車を補完的に使用する。

ア 徒歩による避難が困難である避難行動要支援者の避難。

イ 離島、中山間地域などで公共交通機関が限られている地域等の住民の避難。

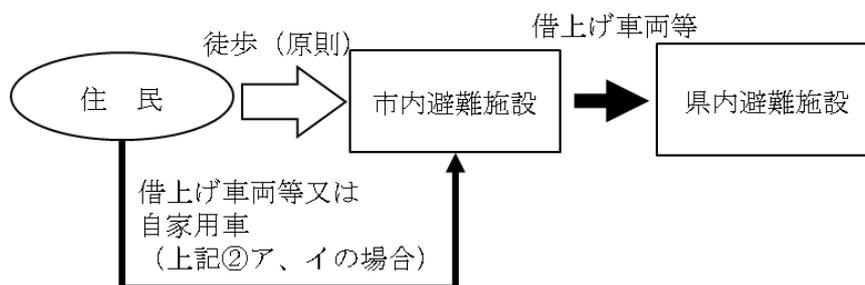


③ 県内避難

避難方法

ア 市内避難所への避難は市内避難のとおり。

イ 市内避難所から県内の避難所までは、借り上げ車両等を使用する。

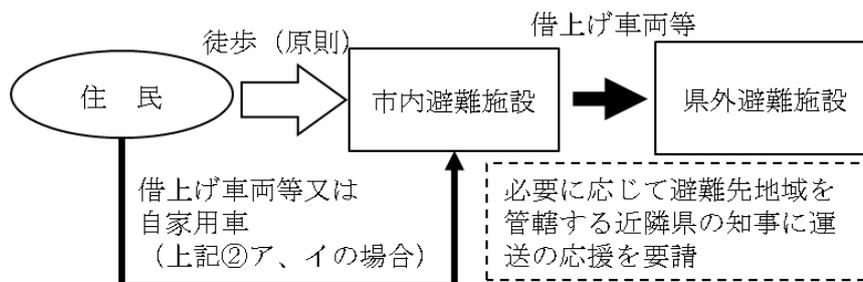


④ 県外避難

避難方法

ア 市内避難所への避難は市内避難のとおり。

イ 市内避難所から県外の避難所までは借り上げ車両等を使用する。





6 市の地域特性に応じた避難の方法

※ 県国民保護計画では、①離島の全住民の本土への避難、②自衛隊施設、米軍施設の周辺地域における避難、③石油コンビナート等周辺住民の避難について、基本的な避難方法を示している。（県国民保護計画P 9 9～P 1 0 2 参照）

(1) 離島の全住民の本土への避難（着上陸侵攻等、要避難地域が広範囲に及ぶ場合）

ア 人口、萩海運離島航路の旅客定員及び本土までの所要時間を考慮し、昼夜兼行で連続運航し、燃料補給や乗降の時間を除いても、相島で3時間（2往復）、大島で6時間（7往復）、見島で15時間（6往復）、櫃島は自家用船で1時間が必要である。

(ア) 大島及び見島では、離島航路のみでは迅速な対応が難しいため次の手段も併用する。

(イ) 県所有船舶（水産研究センター所有漁業取締船＝くろしお・第2くろしお、水産高校所有実習船＝青海丸・すいこう）に運送支援を要請する。

(ウ) 山口県漁業協同組合はぎ統括支店を通じて所属漁船に運送支援を要請する。

(エ) 海上保安庁及び自衛隊に対し、ヘリコプター及び船舶による運送を要請する。

イ 他の離島の旅客航路事業者、国の支援による民間の旅客航路事業者による運送支援は、萩までの回航に1日以上時間を要するため、運送手段として選択しない。

ウ 漁船等により出漁している住民については、当該船により最寄りの本土側漁港に避難するよう、市が漁協を通じて漁業無線、携帯電話等により連絡する。

エ 島内では徒歩による集合地まで移動、本土到着後は、借上げ車両等により避難施設まで移動する。

(2) 自衛隊施設の周辺地域における避難

ア 自衛隊施設が防衛活動の拠点となる等の特性があることから、武力攻撃への対応との輻輳を避けるため、市は国や県と連携を密にし、避難施設、避難経路及び輸送手段を確保する。

イ 自衛隊基地の周辺地域における避難については、あらかじめ基地の連絡窓口を把握し、武力攻撃事態等においては、基地の連絡窓口を通じ、避難経路の確保等に必要な情報の収集等を行う。

ウ 市長は、自衛隊施設で武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、緊急の必要があると認めるときは周辺の住民に対し退避を指示し、又は警戒区域の設定等を行う。市長は、退避の指示をしたときは速やかに、その旨を知事に通知する。

エ 離島の全住民の本土への避難に準ずる。

(3) 海岸線及び山間部

ア 山間部においては、長大な海岸等から侵入・潜伏した特殊部隊等との遭遇も想定されることから、住民をいち早く避難所へ収容し、関係機関による警備体制の強化を求める。

イ 山間部においては、交通路が限られ、自衛隊の侵害排除活動との輻輳や道路途絶の事態も想定される。このため、市は、県、県警察、自衛隊等関係機関と連携して、避難路の確保を図るものとする。

ウ 避難の指示を伝達するに当たっては、連絡が途絶するおそれがあることから、現在保有するあらゆる伝達手段（サイレン、防災行政無線、自治会、消防団等）を活用し、全住民に迅速確実に伝達するものとする。

エ 避難実施に当たっては、あらかじめ一括輸送が可能な集合場所を地区ごとに定め、集合場所までは徒歩を原則としつつ、地理的条件や交通事情などを勘案し、県警察等の意見も踏まえ、自家用車等を含む交通手段の活用を図るなど、中山間地域の特性に配慮した避難を行うこととする。この場合において、避難行動要支援者について、配慮するものとする。

オ 積雪時は避難の経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、それらの事項について十分に配慮するものとする。

(4) 阿武川流域の三角州

ア 武力攻撃災害等により阿武川が増水・氾濫した場合、市の主要機能が維持できないため、緊急情報伝達システム及び市本庁代替機能を構築し、河川情報や事態の予兆を常に把握する必要がある。

イ 避難に当たって市はダム、河川管理者からの通報等により直ちに市民に対し、車両を使用せず、高所への避難や徒歩や自転車等による三角州外への避難など、適切な避難の指示を行うこととする。

(5) 多数の避難行動要支援者と観光客

ア 住民の大部分が避難行動要支援者とその関係者であり、避難には相当の準備（訓練）と支援が必要であり、行政機関、消防機関に加え、自主防災組織や防災ボランティア等の協力者を確保し、連携を強める必要がある。

イ 避難行動要支援者の避難

多数の避難行動要支援者の避難の実施に当たって、市、消防機関、県警察等関係機関のみで対応することが困難な場合、市は、自主防災組織や防災ボランティア等、地域住民の協力を得ながら避難の実施を行うものとする。

ウ 観光客の避難

観光客の避難に当たって市は、観光施設、宿泊施設等の管理者を通じ、観光客等に対し、避難施設、避難経路等を伝達するとともに、管理者の協力も得ながら、避難誘導を行うものとする。

第5章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは知事に対し、県内の他の市との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置、又はその応援の内容を踏まえ日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は運送事業者である指定公共機関、又は指定地方公共機関に対し緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容 (法第76条)

(1) 救援の基準等

ア 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

イ 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

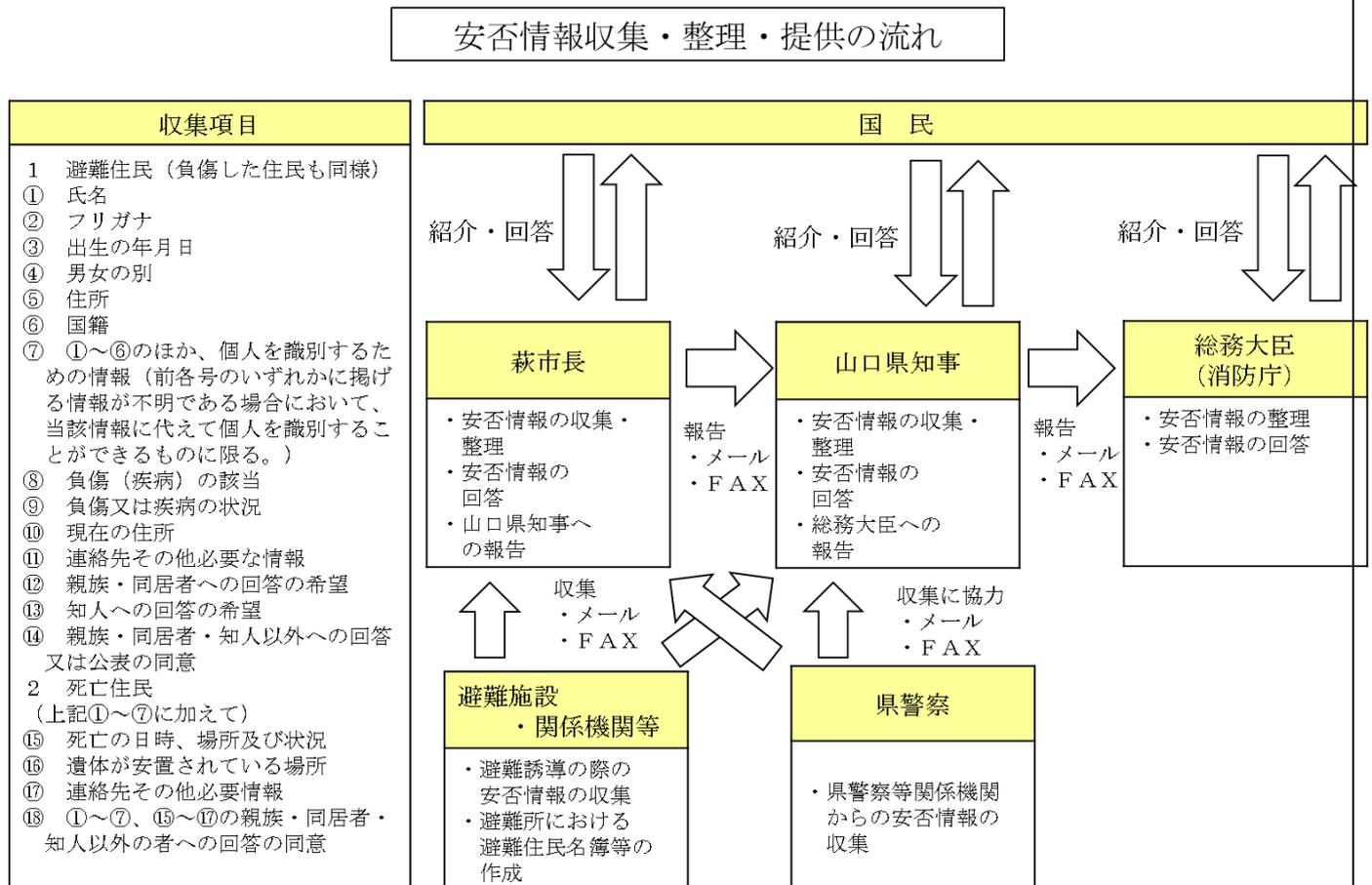
(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、県と連携してNBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集・整理・提供図】



1 安否情報の収集（法第94条）

（1）安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答（法第95条）

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答する。

- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、安否情報の照会に対する回答と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

市の職員（主に消防吏員）は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示（法第112条）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

ア 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

イ 退避の指示（一例）

(ア) 「〇〇地域、行政区△△」地区の住民については外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

(イ) 「〇〇地域、行政区△△」地区の住民については、〇〇地区の□□（一時）避難場所へ退避すること。

ウ 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定（法第114条）

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

ア 警戒区域の設定について

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

イ 警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて警戒区域の範囲の変更等を行う。

イ NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

ウ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

オ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等（法第113条）

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は消防長、又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事、又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき知事を通じ、又は必要に応じ直接に消防庁長官に対し緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は消防に関する応援要請を行ったとき、及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は消防機関とともに搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保（法第105条等）

ア 市長は消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対応に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

（1）生活関連等施設の状況の把握

市は市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

（2）消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

（3）市が管理する施設の安全の確保

市長は市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し支援を求める。また、このほか生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法第103条）

（1）危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

ア 対 象

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

イ 措置

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)イの①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとし、対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対処を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内

容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市はNBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、保健所は、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

エ 生物剤を用いた攻撃の場合における対応

① 天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

② このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

2 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。（法第108条関連）

項目	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

3 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

※ 報告事項の詳細や様式は、消防庁の定める火災・災害等即報要領による。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法第124条）

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護（参考）

※ 県国民保護計画より抜粋

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

② この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等（法第162条）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設（指定都市のみ）、道路及び港湾及び飛行場等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理（法第 158 条）

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

（1） 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

（2） 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（P 1 1 5～P 1 1 6 参照）

（3） 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(この証明書を交付等
する許可権者の名を記
載するための余白)

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用

for civil defence personnel

氏名 /Name

生年月日 /Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日 /Date of issue

証明書番号 /No. of card

許可権者の署名 /Signature of issuing authority

有効期間の満了日 /Date of expiry

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

身長/Height	目の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報 /Other distinguishing marks or information: 血液型 /Blood type		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章 /Stamp	所持者の署名 /Signature of holder	

2 特殊標章等の交付及び管理

(1) 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づく、「菟市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「菟市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」により、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

※ 赤十字標章は知事により医療機関関係者に交付される。市長は、県に申請する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、鉄道施設、飛行場施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失補てんの請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。